

第4次

吉川市一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月

吉 川 市

目次

第1章 計画の基本的事項と背景	1
1 計画の基本的事項	1
(1) 趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画対象区域	1
(4) 計画の期間	1
2 廃棄物を取り巻く背景	3
(1) 国の動向	3
(2) 埼玉県動向	4
第2章 地域の概況	5
1 自然環境	5
(1) 地理的・地形的特性	5
(2) 気候的特性	5
2 社会環境	6
(1) 人口動態	6
(2) 産業の動向	7
3 都市環境	8
(1) 土地利用状況	8
(2) 主要な交通	10
(3) 将来計画（開発計画）等	10
第3章 ごみ処理の現状と課題	12
1 ごみの現状	12
(1) ごみの分別区分	12
(2) ごみの収集・運搬	14
(3) 処理・処分体制等	16
(4) 施設の概要	17
(5) ごみの量の推移	26
(6) ごみの量の比較	29
(7) ごみの組成	36
(8) ごみ処理費用	38
2 第3次処理基本計画の総括	39
(1) 目標の達成状況	39
(2) 取組施策の総括	43
3 課題の整理	46
(1) 発生・排出抑制の推進	46
(2) 分別徹底・資源化の推進	46
(3) 事業系ごみの排出抑制・適正処理の推進	46

(4) 安定的・効率的なごみ処理体制の整備.....	46
(5) 災害廃棄物の処理体制の構築.....	46
第4章 ごみ処理基本計画	47
1 基本方針.....	47
(1) ごみの発生抑制・資源化の推進.....	47
(2) 持続可能なごみ処理システムの構築.....	47
(3) 市民・事業者・行政の連携促進.....	47
2 ごみの量の推計.....	48
(1) 将来人口推計.....	48
(2) ごみの量の現状推計.....	49
3 数値目標.....	50
(1) 数値目標.....	50
(2) 参考数値.....	51
(3) 目標推計.....	52
4 施策の体系.....	53
(1) 施策の体系.....	53
(2) 各施策の取り組み内容.....	53
5 市民・事業者に求められる役割と取組み.....	58
(1) 市民に求められる役割と取組み.....	58
(2) 事業者に求められる役割と取組み.....	58
6 計画の推進.....	60
(1) 計画目標年度.....	60
(2) 計画の進行管理.....	60
第5章 食品ロス削減推進計画	61
1 食品ロスの削減を進める背景.....	61
2 食品ロスの現状.....	62
(1) 国内の食品ロスの現状.....	62
(2) 本市の現状.....	62
3 求められる役割と行動.....	64
(1) 市民（消費者）.....	64
(2) 食品関連事業者.....	65
(3) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）.....	66
(4) 消費者団体、NPO等.....	66
(5) 市.....	66
4 食品ロス削減推進施策.....	67
(1) 家庭から発生する食品ロスの削減.....	67
(2) 事業所から発生する食品ロスの削減.....	67
(3) 食品の有効活用の推進.....	68
(4) 他団体の事例の調査研究.....	68

第 1 章 計画の基本的事項と背景

1 計画の基本的事項

(1) 趣旨

本市では、平成 25 年 3 月に「第 3 次吉川市一般廃棄物処理基本計画（以下、「第 3 次処理基本計画」という。）を策定し、「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」を基本目標として、廃棄物の適正処理を推進するとともに、限りある天然資源の循環利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の構築をめざしてまいりました。第 3 次処理基本計画策定から 9 年を経過し、令和 4 年度で計画目標年度を迎えることから、計画に基づく実施内容の評価を行うとともに、今後のごみ処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確に示す必要があります。

廃棄物処理をめぐる今後の社会経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画、ごみ処理の課題等を踏まえた上で、新たに「第 4 次吉川市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「第 4 次処理基本計画」という。）を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

第 4 次処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、本市における一般廃棄物の適正な処理を行うためにごみ処理に関する基本的な方針を定めるものです。

第 4 次処理基本計画は、令和 4 年 3 月に策定された「幸せつながる みんなのまちよしかわ」を将来都市像とする第 6 次吉川市総合振興計画や関連計画、関連法令との整合・調和を図るとともに、食品ロス削減の推進に関して「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 13 条の規定に基づき国の基本方針及び埼玉県食品ロス削減推進計画を踏まえて定める食品ロス削減推進計画として位置付けることとします。

(3) 計画対象区域

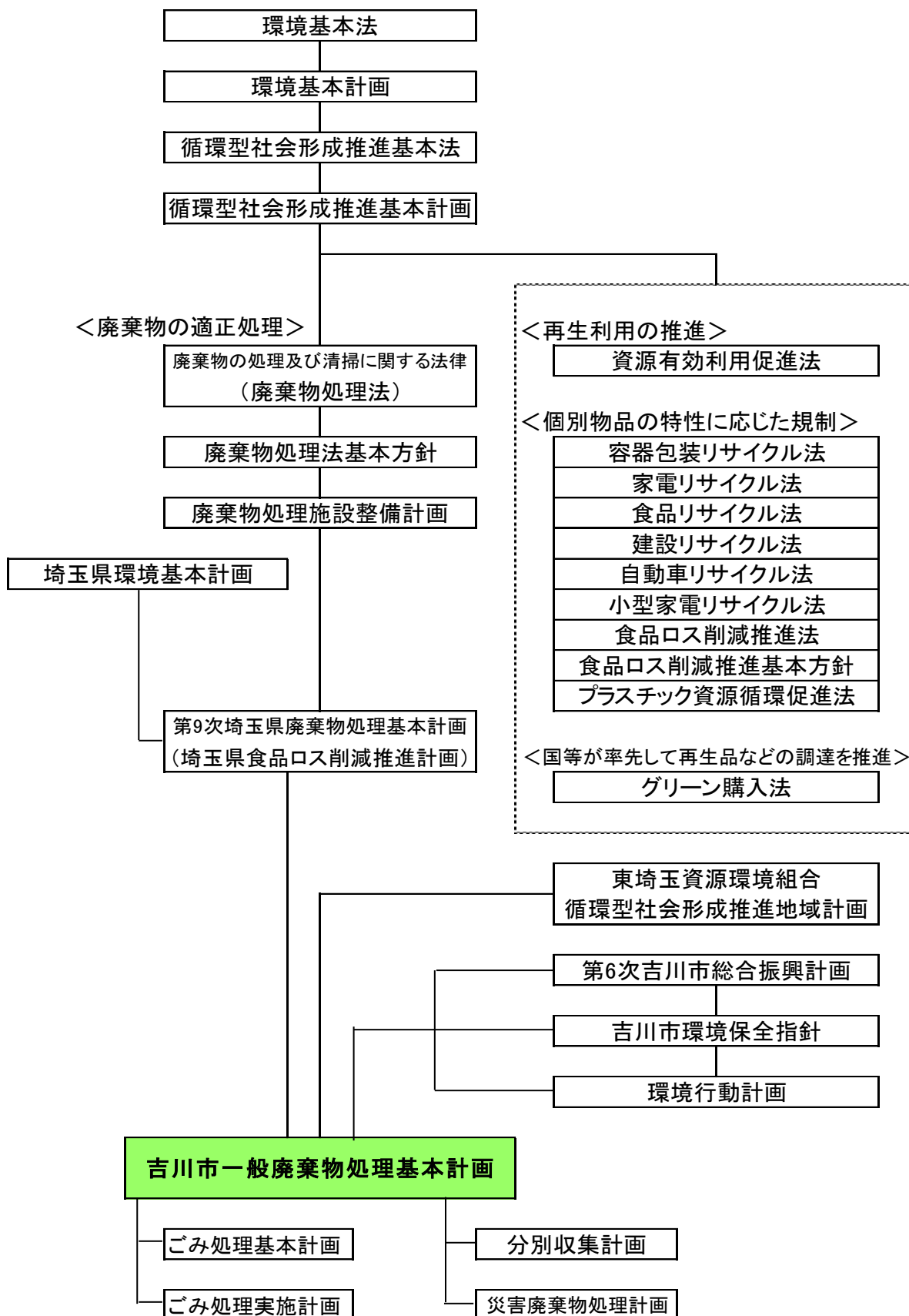
第 4 次処理基本計画の対象区域は、本市全域とします。

(4) 計画の期間

第 4 次処理基本計画は、令和 9 年度を中間目標年度とし、令和 14 年度を計画目標年度とします。ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、内容の見直

しを図るものとします。

図表 1-1 吉川市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



2 廃棄物を取り巻く背景

(1) 国の動向

平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、国際社会共通の普遍的な目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとなっています。SDGs 採択後に策定された「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）や「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月閣議決定）においては、SDGs の考え方を活用し、イノベーションの創出や経済・社会的課題の同時解決等、今後の環境政策の方向を示し、持続可能な社会づくりとの統合的な取組が掲げられています。

また、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）の施行（令和元年 10 月 1 日）や、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（略称：プラスチック資源循環促進法）の施行（令和 4 年 4 月 1 日）など、持続可能な社会づくりに向けた動きが進んでいます。

さらには、近年、「サーキュラー・エコノミー」（循環経済）と呼ばれる、製品と経済の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済への転換が国際的に注目されていますが、「循環経済ビジョン 2020」（令和 2 年 5 月）を策定するなど、循環経済への移行に向けた取組が進められています。

(2) 埼玉県の動向

埼玉県は、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。この計画は、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とするもので、廃棄物処理法第 5 条第 5 項の規定に基づき都道府県が策定する「廃棄物処理基本計画」として位置付けられるとともに、食品ロス削減推進法第 12 条の規定に基づき国の食品ロスの削減の推進に関する基本方針を踏まえて都道府県が定める「食品ロス削減推進計画」としても位置付けられています。

特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめに、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。

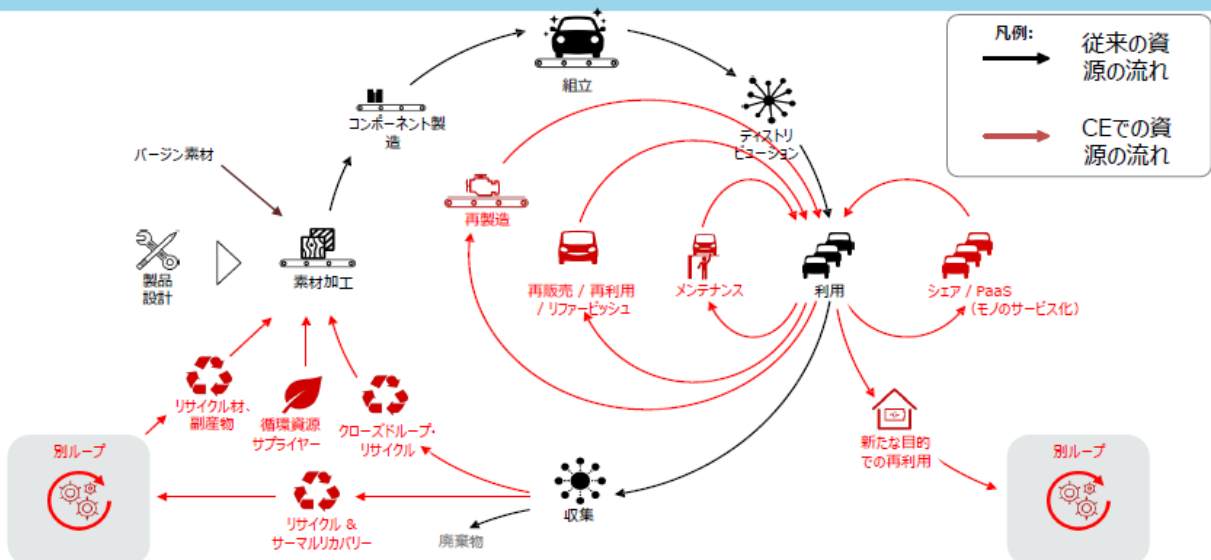
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、具体的には、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット、232 のインディケーター（指標）が設定された三層構造となって示されています。

1) 循環経済（サーキュラー・エコノミー）とは

- 循環経済とは、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済を指す。
- これは、循環型社会に向けて我が国が推進してきた従来の 3 R を、シェアリングやサブスクリプションといった循環性と収益性を両立する新しいビジネスモデルの広がりも踏まえ、持続可能な経済活動として捉え直したものです。



資料：経済産業省「循環経済ビジョン 2020（概要） 2020 年 5 月」

第2章 地域の概況

1 自然環境

(1) 地理的・地形的特性

本市は、埼玉県南東部に位置し、東は江戸川を挟んで千葉県野田市、流山市と、西は中川を挟んで越谷市、草加市と、南は三郷市と、そして北は松伏町と、それぞれ境を接しています。

本市の地形は、中川と江戸川の間が発達する沖積低地にあり、自然堤防と後背湿地からなる、標高が4m前後のほぼ平坦な地形です。

本市の市域は、東西の最長距離は4.2km、南北は8.0km、面積が31.66km²です。



(2) 気候的特性

吉川市の気候は太平洋岸区気候に属し、令和3年の年平均気温は16.0℃、年間降水量は1,497.0mmです。

近年の年間降水量は、800mm～1,500mm前後で推移しています。また、平均気温は15～16℃前後となっています。

図表 2-1 天気概況の推移

年別	気温 (°C)			降水量 (mm)		天候 (日)			
	平均	最高	最低	日最大	積算	晴	曇	雨	雪
平成28年	15.8	37.1	▲ 2.9	68.0	1,054.5	175	152	37	2
平成29年	15.3	37.7	▲ 4.5	86.0	1,019.5	187	136	41	2
平成30年	16.0	38.4	▲ 5.0	57.5	886.0	192	122	31	1
令和元年	16.0	37.6	▲ 3.6	216.5	1,324.5	183	149	32	1
令和2年	16.0	38.5	▲ 5.4	87.5	1,157.5	177	139	49	1
令和3年	16.0	37.9	▲ 6.3	89.5	1,497.0	191	137	36	1

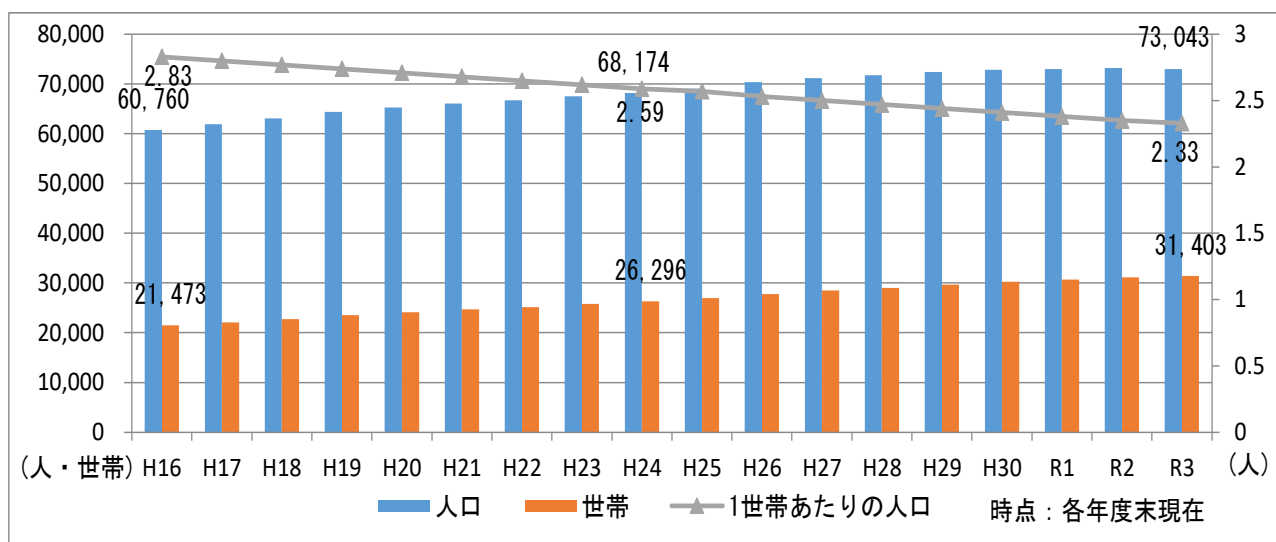
資料：吉川松伏消防組合消防本部「令和4年刊行 消防年報」

2 社会環境

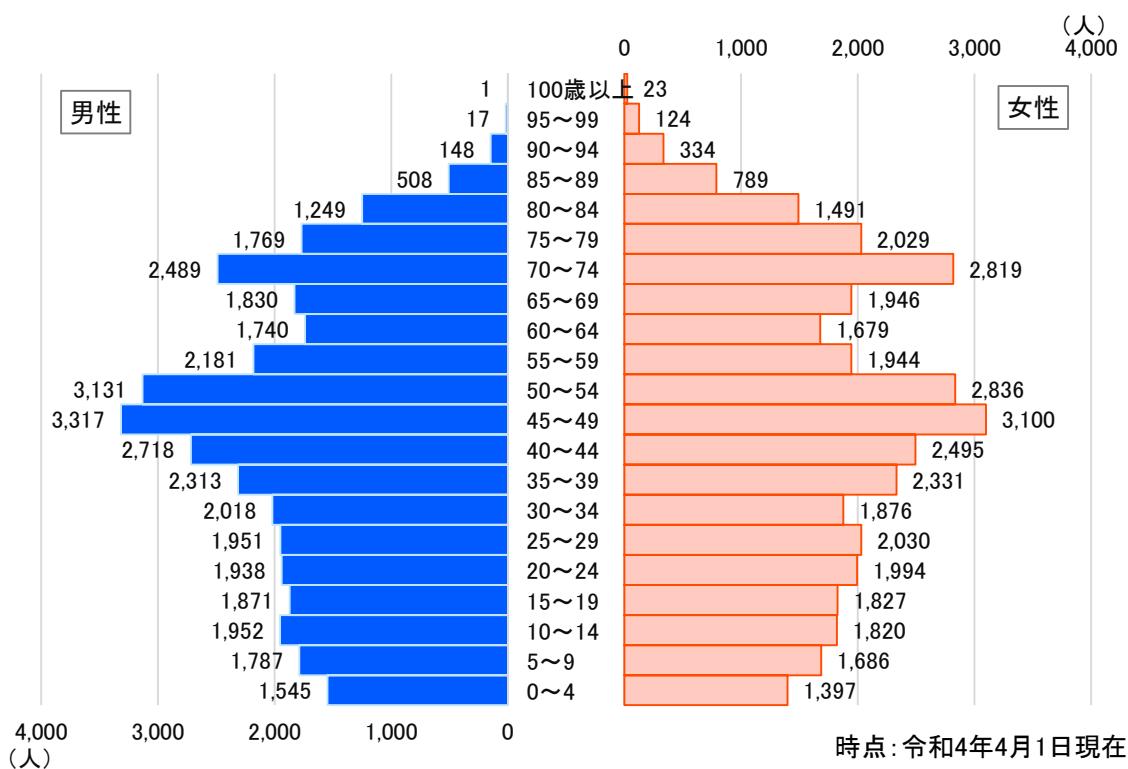
(1) 人口動態

本市の総人口及び世帯数は、増加傾向が続いていますが、1世帯あたりの人口は減少傾向が続いています。年齢別では、団塊ジュニア世代（45～49歳）の割合が高くなっています。

図表 2-2 吉川市の総人口及び世帯数の推移（資料：住民基本台帳）



図表 2-3 吉川市の人口ピラミッド（資料：住民基本台帳）



(2) 産業の動向

本市では、製造業、卸売業・小売業の順に多くなっており、他に建設業、宿泊業・飲食サービス、医療・福祉が多くなっています。

図表 2-4 事業所数及び従業者数

産業大分類		平成28年7月1日現在		
		事業所数	構成比 (所数) %	従業者数
	総数	2,029	100.00	21,345
A～B	農林漁業	9	0.44	73
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-
D	建設業	227	11.19	1,310
E	製造業	420	20.70	5,859
F	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-
G	情報通信業	6	0.30	45
H	運輸業, 郵便業	73	3.60	2,874
I	卸売業, 小売業	430	21.19	4,050
J	金融業, 保険業	15	0.74	199
K	不動産業, 物品賃貸業	109	5.37	394
L	学術研究, 専門・技術サービス業	49	2.41	236
M	宿泊業, 飲食サービス業	184	9.07	1,575
N	生活関連サービス業, 娯楽業	181	8.92	747
O	教育, 学習支援業	54	2.66	336
P	医療, 福祉	158	7.79	2,514
Q	複合サービス事業	7	0.34	235
R	サービス業 (他に分類されないもの)	107	5.27	898

資料：総務省「平成28年経済センサス-活動調査結果」

3 都市環境

(1) 土地利用状況

本市の地目別土地利用状況は、農地（田、畑）が約4割、宅地が約2割を占めており、農地は減少傾向、宅地や雑種地は増加傾向となっています。

また、都市計画の指定状況は、本市全域が都市計画区域に指定され、市街化区域の割合が23.6%、市街化調整区域は76.4%となっています。用途地域は、住居系用途地域が78.2%、商業系用途地域が5.6%、工業系用途地域が16.2%で、住宅系を中心とした構成となっています。

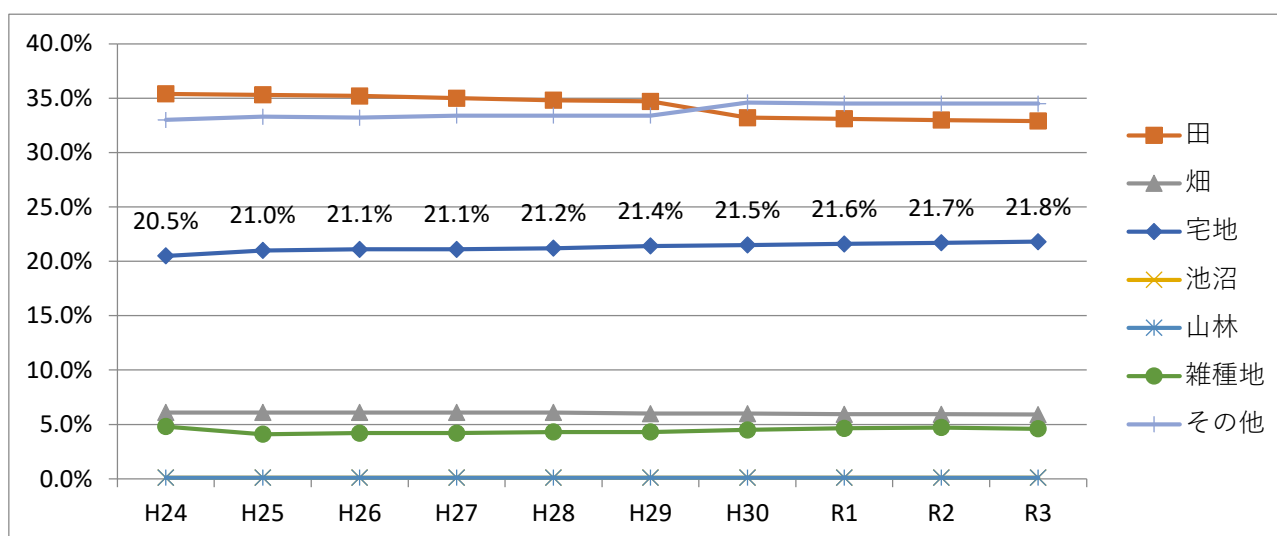
図表 2-5 地目別土地面積

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
H24	3,162	1,120	192	647	2	4	1	153	1,043
H25	3,162	1,116	193	664	2	4	1	131	1,051
H26	3,162	1,112	192	666	2	4	1	133	1,052
H27	3,166	1,108	193	669	2	4	1	133	1,056
H28	3,166	1,102	192	672	2	4	1	136	1,057
H29	3,166	1,097	191	678	2	4	1	136	1,057
H30	3,166	1,052	189	682	2	4	1	142	1,094
R1	3,166	1,048	188	684	2	4	1	147	1,092
R2	3,166	1,044	188	687	2	4	1	149	1,091
R3	3,166	1,041	188	691	2	4	1	147	1,092

単位：面積（ha）、各年1月1日現在

資料：課税課

図表 2-6 地目別土地面積の割合

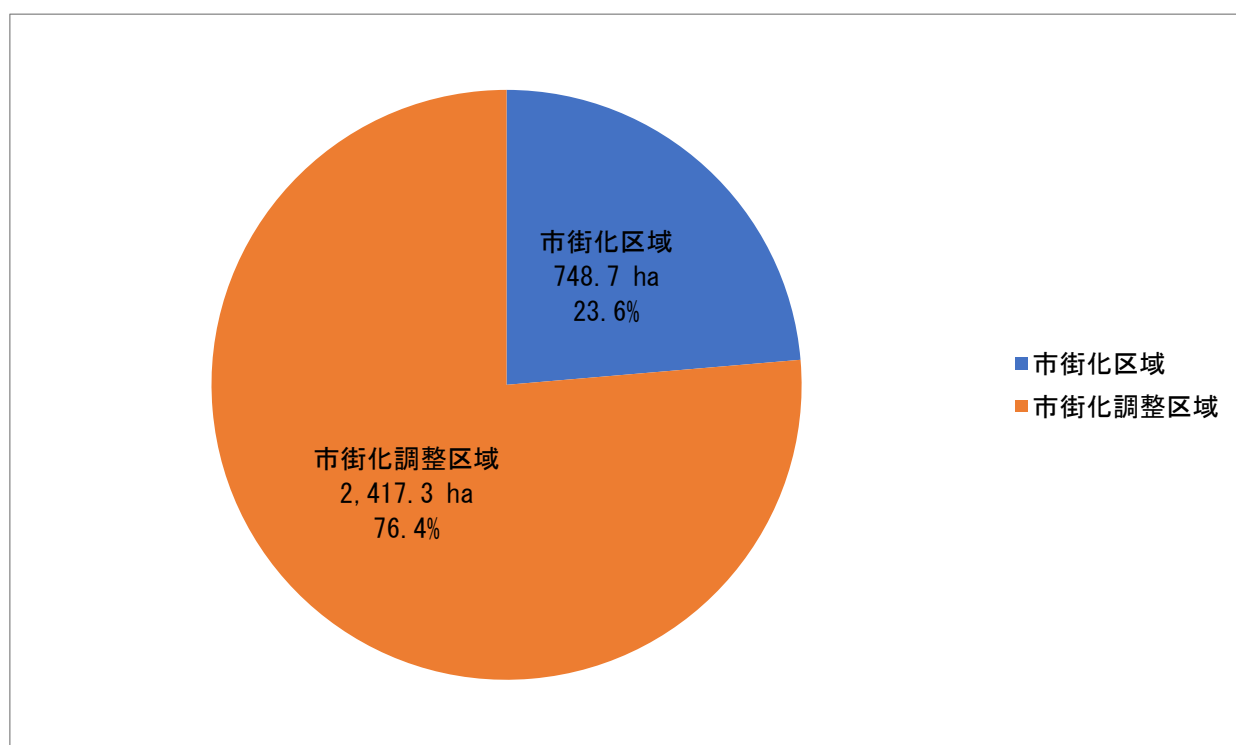


図表 2-7 都市計画用途地域面積状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

区域区分等		面積 (ha)	構成比 (%)	
都市計画区域計		3,166.0	100.0	
市街化区域	市街化区域合計	748.7	23.6	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	221.7	29.6
		第二種低層住居専用地域	10.0	1.3
		第一種中高層住居専用地域	114.8	15.3
		第二種中高層住居専用地域	85.7	11.5
		第一種住居地域	87.9	11.8
		第二種住居地域	28.0	3.7
		準住居地域	37.6	5.0
		近隣商業地域	33.9	4.5
		商業地域	8.5	1.1
		準工業地域	35.6	4.8
		工業地域	36.3	4.9
		工業専用地域	48.7	6.5
市街化調整区域		2,417.3	76.4	

資料：統計書よしかわ令和2年度（都市計画課）

図表 2-8 市街化区域と市街化調整区域の割合（令和 3 年 3 月 31 日現在）



(2) 主要な交通

本市では、JR武蔵野線が南部を横断しており、吉川駅と吉川美南駅が設置され、鉄道駅を起点に路線バスが運行しています。本市の人口は、東埼玉テクノポリス地区を除き、鉄道駅から半径3km圏内に広がる市街化区域内に人口が集中し、コンパクトな市街地を形成しています。

本市の広域道路網は、主要地方道等の県道で構成されており、東京外郭環状自動車道、常磐自動車道、首都高速自動車道のインターチェンジが近接しています。

(3) 将来計画（開発計画）等

本市では、近年、土地区画整理事業による市街地整備を進めてきており、現在は、吉川美南駅東口周辺地区において、土地区画整理事業を進めています。

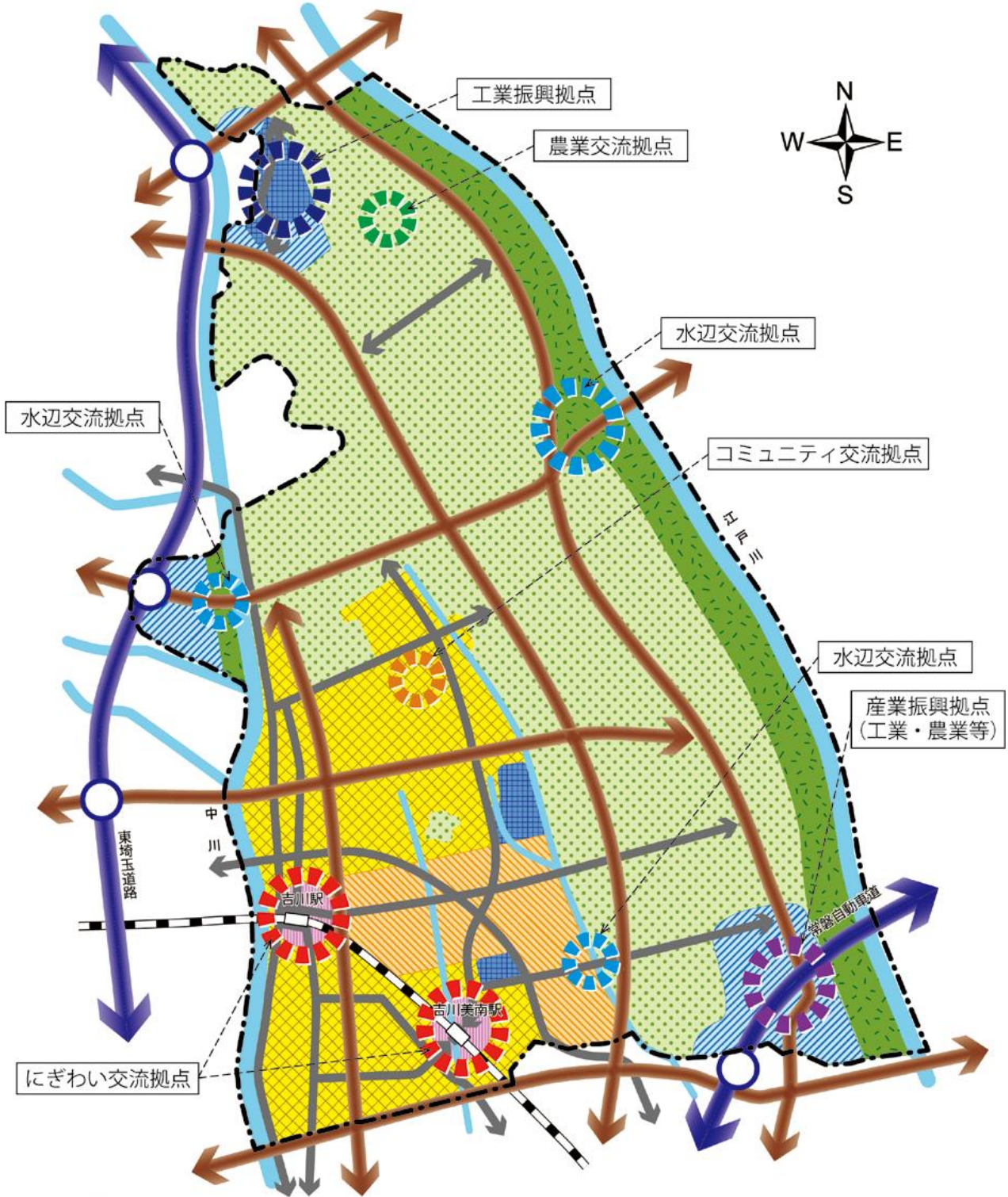
図表 2-9 土地区画整理事業の状況（令和3年11月1日現在）

事業名	面積(ha)	施行者	事業期間
吉川第一土地区画整理事業	189.9	市	S47～H13 年度
吉川特定土地区画整理事業	62.6	都市公団	S63～H16 年度
吉川駅南特定土地区画整理事業	82	都市再生機構	H2～H27 年度
吉川中央土地区画整理事業	74.8	組合	H8～R7 年度
吉川市保土地区画整理事業	1.3	組合	H11～H15 年度
武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業	28.8	個人	H20～H24 年度
吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業	59.1	市	H29～R8 年度
合計	498.5	-	-

※吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業は清算期間を含まない。

資料：吉川市都市計画マスタープラン（令和4年3月改訂）

図表 2-10 将来都市構想図



凡 例	【土地利用】	【拠 点】	【都市軸】
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅系地域 商業系地域 工業系地域 農地及び集落地域 産業系まちづくり地域 複合系まちづくり地域 水辺レクリエーション地域 	<ul style="list-style-type: none"> にぎわい交流拠点 工業振興拠点 産業振興拠点 農業交流拠点 コミュニティ交流拠点 水辺交流拠点 	<ul style="list-style-type: none"> 〈都市間軸〉 広域幹線道路・インターチェンジ 主要幹線道路 鉄道・駅 〈都市内軸〉 幹線道路 〈水と緑の中心軸〉 河川 行政界

資料：吉川市都市計画マスタープラン（令和4年3月改訂）

第 3 章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの現状

(1) ごみの分別区分

① ごみの分別区分

一般家庭から排出されるごみは、「燃やすごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」に分別しています。このうち「資源ごみ」については、さらに「かん」「びん」「ペットボトル」「新聞」「雑誌」「雑がみ」「段ボール」「紙パック」「衣類」に再分別しており、全体で 8 項目 13 分別に区分しています。

図表 3-1 ごみの分別区分（8 項目 13 分別）

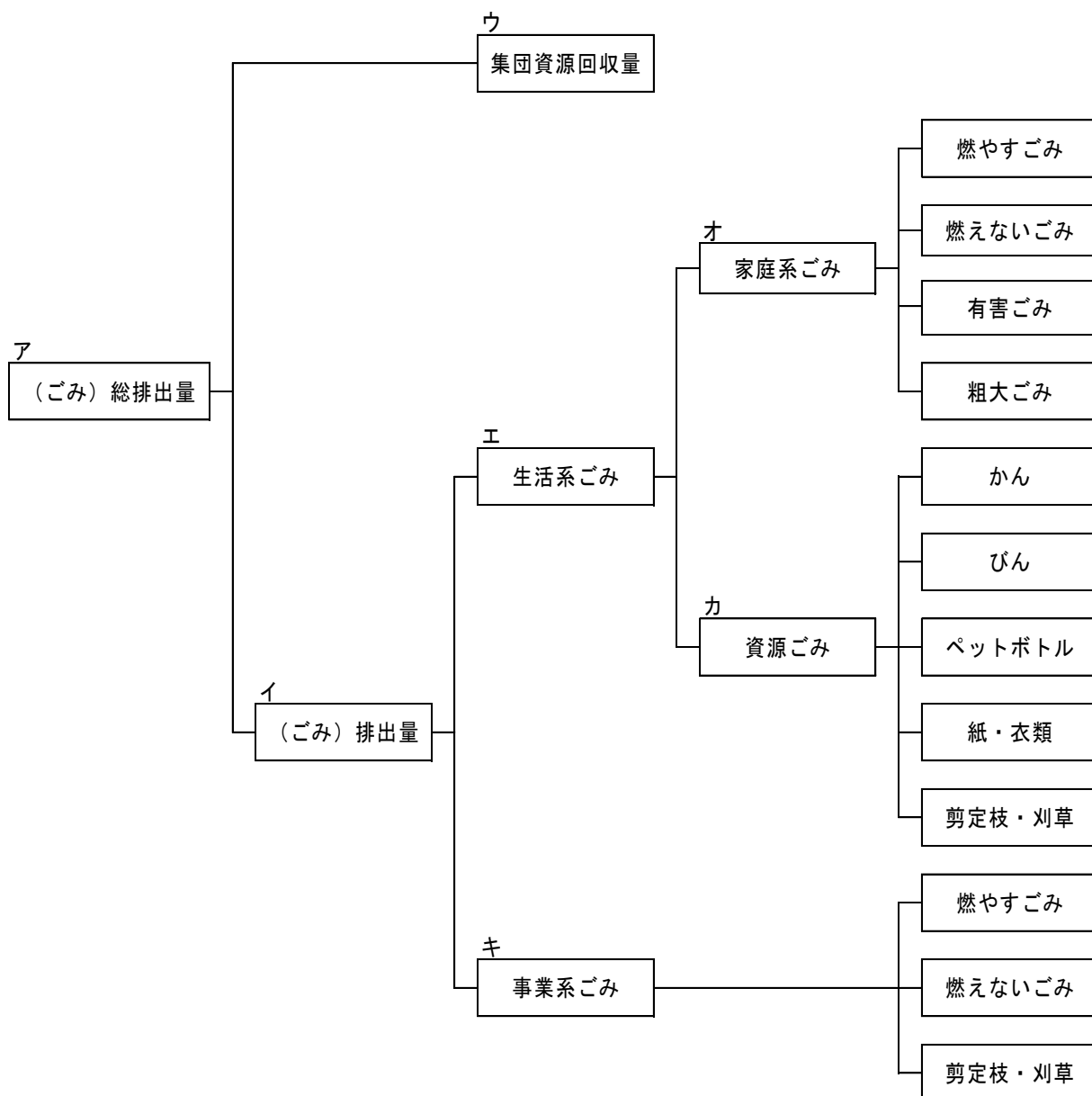
No.	分別区分		主なもの		
1	燃やすごみ		生ごみ、皮革製品、ゴム製品等（※）		
2	燃えないごみ		金属製品、ガラス類、陶磁器類、小型家電製品等（※）		
3	有害ごみ		蛍光灯、電球、スプレー缶、乾電池、体温計、ライター、充電式小型家電		
4	粗大ごみ		原則、大きさが 1 辺 50cm を超えるごみ。 大きさににかかわらず粗大ごみとなるものとして、暖房器具、AV・OA 機器（パソコンは除く）、食器乾燥機、扇風機、電子レンジ、ミシン、掃除機、餅つき機、湯沸機。		
5	資源 ごみ	かん	飲料用または食料用のスチール又はアルミ製のもの		
6		びん	飲料用または食料用のガラス製のもの		
7		ペットボトル	PET ボトル認識表示マークがあり、飲料、特定調味料のもの		
8		紙 ・ 衣 類	新聞	新聞紙・チラシ	
9			雑誌	雑誌、書籍	
10			雑がみ	封筒、メモ用紙、ダイレクトメール、紙製容器包装等	
11			段ボール	段ボール紙	
12			紙パック	牛乳パック等	
13			衣類	衣類	着られる状態の衣類 (下着・肌着・靴下、衣類ではない布類を除く)

※ 1 辺が 50cm を超える場合は粗大ごみ。

② 本計画におけるごみの分類体系

本計画におけるごみの分類体系は、以下のとおりとします。

図表 3-2 ごみの分類体系



ア (ごみ) 総排出量

(ごみ) 排出量と集団資源回収量の合計を「(ごみ) 総排出量」とします。

イ (ごみ) 排出量

生活系ごみと事業系ごみの合計を「(ごみ) 排出量」とします。

ウ 集団資源回収量

家庭から排出される資源物のうち、自治会等の団体により回収された資源ごみは生活系ごみから除いて、「集団資源回収量」に集計します。

エ 生活系ごみ

一般家庭から出されるごみ発生するごみのことを「生活系ごみ」とし、「家庭系ごみ」及び「資源ごみ」に分類します。

オ 家庭系ごみ

家庭系ごみを「燃やすごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」に分類します。

なお、これまで本市においては、本分類の生活系ごみを指して「家庭系ごみ」と表現してきたため、前計画に関する事で「生活系ごみ」を指す場合には、「家庭系（生活系）ごみ」と表記することとします。

カ 資源ごみ

資源ごみをかん、びん、ペットボトル、紙・衣類、剪定枝・刈草などに分類します。

キ 事業系ごみ

事業活動に伴い排出されるごみを「事業系ごみ」とし、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」及び「剪定枝・刈草」に分類します。

(2) ごみの収集・運搬

「燃やすごみ」「燃えないごみ」「有害ごみ」「資源ごみ」はステーション方式で収集しており、「粗大ごみ」は直接搬入又は予約による戸別収集を行っています。

このほか、「紙・衣類」や「乾電池」については、公共施設等を利用した拠点方式による回収も実施しています。

収集方法は、粗大ごみ以外は集積所に分別排出されたものを指定曜日に市又は委託業者が収集・運搬し、粗大ごみは、直接搬入又は戸別収集を行っています。

事業系一般廃棄物は、許可業者が収集・運搬しています。

図表 3-3 ごみの収集・運搬

分別区分		収集運搬の主体	収集回数	収集方法	搬入先
生活系	燃やすごみ	委託業者	週 2 回	ステーション方式	東埼玉資源環境組合第一工場
	紙・衣類		月 2 回	ステーション方式 ・拠点回収	再資源化处理施設
	ペットボトル				
	か ん	市 直 営 委託業者	週 1 回 (毎月第 3 週を除く)	ステーション方式	吉川市環境センター
	び ん				
	燃えないごみ		月 1 回		
	有害ごみ				
粗大ごみ	直接搬入 市 直 営 委託業者	直接搬入 ・電話予約による戸別収集			
事業系	燃やすごみ	許可業者	事業者と許可業者との契約に基づき、収集回数及び方法を取り決める		東埼玉資源環境組合第一工場
	燃えないごみ				吉川市環境センター

図表 3-4 直営・委託車両台数

	使用車両台数 (※)		委託業者数 (社)	委託比率 (%)
	直営台数	委託台数		
燃 や す ご み	0	6	2	100
燃 え ない ご み	2	5	1	71
有 害 ご み	3	1	1	25
か ん	1	5	1	83
び ん	1	5	1	83
紙 ・ 衣 類	0	3	1	100
ペ ッ ト ボ ト ル				
粗 大 ご み	2	1	1	33

※ごみの種類毎の収集に使用する車両の台数で、保有する台数とは異なります。

(3) 処理・処分体制等

本市の中間処理は、焼却施設として本市を含む近隣 5 市 1 町で構成する東埼玉資源環境組合の第一工場、破碎・選別処理施設として吉川市環境センターの 2 つの施設で実施しています。

燃やすごみは、生活系、事業系ともに東埼玉資源環境組合第一工場で焼却処理を行っています。紙・衣類、ペットボトルは、それぞれ民間の再資源化処理施設に直接搬入し、再資源化しています。それ以外のごみは環境センターに搬入され、破碎・選別処理を行っています。

また、東埼玉資源環境組合堆肥化施設に搬入した剪定枝・刈草は、焼却処理を行わず、資源として有効利用するため、堆肥化を行っています。

中間処理後の資源化できないもので、焼却残渣のうちスラグは東埼玉資源環境組合の最終処分場に、それ以外の焼却灰、ばいじん等は主に県外の民間処分場に埋め立て処理をしており、不燃残渣は、環境センター一般廃棄物最終処分場に埋め立て処理しています。

(4) 施設の概要

図表 3-5 ごみ処理施設の位置図

★東埼玉資源環境組合
堆肥化施設

敷地面積：7,800 m²
 竣工：H11.9.30
 処理能力：一次破砕機 4.5t
 二次破砕機 3.0t
 三次破砕機 0.9t



●東埼玉資源環境組合
第一工場【リユース】

敷地面積：45,875.44 m²
 竣工：H7.9.30
 処理能力：焼却炉 800t/日
 (200t/日×4 炉)



●東埼玉資源環境組合
第二工場【パーシクル】

敷地面積：33,925.16 m²
 竣工：H28.3.15
 処理能力：焼却炉 297t/日
 (148.5t/日×2 炉)



●東埼玉資源環境組合 第二工場
汚泥再生処理センター【八條キラリ】

敷地面積：25,884.14 m²
 竣工：H30.3.5
 処理能力：260 kl/日
 (生し尿：31.0kl/日
 浄化槽汚泥：228.5kl/日
 農業集落排水汚泥：0.5kl/日)



■吉川市一般廃棄物最終処分場

敷地面積：29,100 m²
 竣工：H6.6.30
 埋立処分地：面積 12,000 m²
 容積 51,100 m³
 対象物：破砕後の不燃物



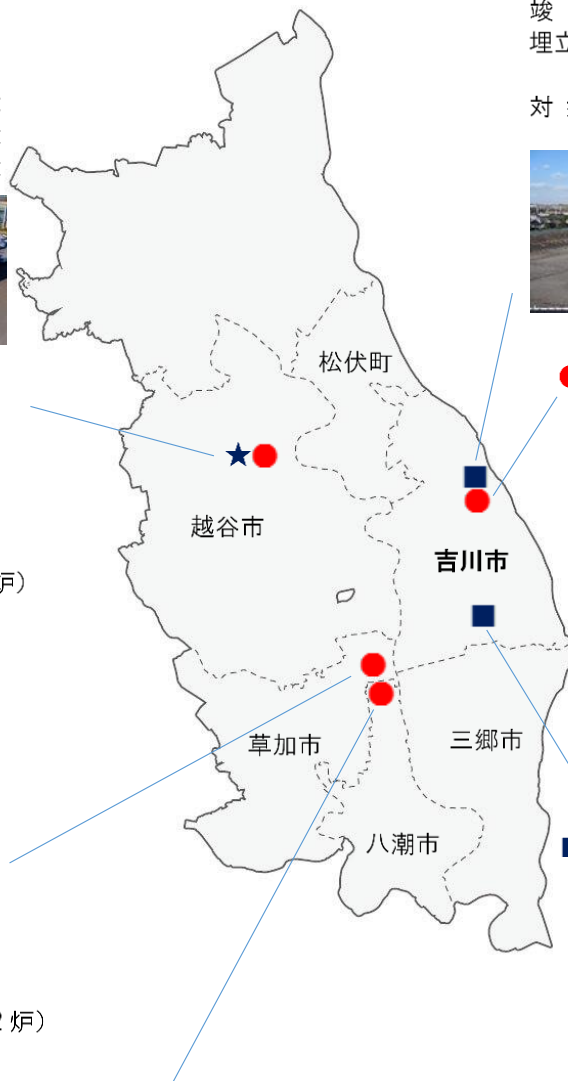
●吉川市環境センター

敷地面積：12,000 m²
 竣工：H6.3.31
 処理能力：30t/5h
 対象物：粗大ごみ、不燃ごみ



■東埼玉資源環境組合
一般廃棄物最終処分場
【エコパーク吉川みどり】

敷地面積：47,938.51 m²
 竣工：H14.3.31
 埋立処分地：面積 31,000 m²
 容積 170,000 m³
 対象物：溶融スラグ



① 吉川市粗大ごみ・不燃ごみ処理施設

ア 施設の概要

項 目	内 容
所 在 地	吉川市大字鍋小路 431 番地
敷 地 面 積	約 12,000 m ²
着 工	平成 4 年 7 月 20 日
竣 工	平成 6 年 3 月 31 日
処 理 能 力	30t/5h



② 吉川市一般廃棄物最終処分場

ア 施設の概要

項 目	内 容
所 在 地	吉川市大字鍋小路 431 番地
総 面 積	約 29,100 m ²
着 工	平成 4 年 9 月 25 日
竣 工	平成 6 年 3 月 31 日（水処理施設工事） " 6 月 30 日（土木工事）
遮水工の方法	鋼矢板及び洪積粘性土層（不透水層）による遮水
埋立処分地	・面積 12,000 m ² ・容積 51,100 m ³ ・埋立型式 セル方式 ・対象物 破碎後の不燃物

イ 埋立量の推移

年度	不燃残渣埋立量(m ³)	覆土量(m ³)	累積埋立量(m ³)	残余容量(m ³)	埋立率
H6	414.41	0	414.41	50,685.59	0.81%
H10	101.77	0	1,386.25	49,713.75	2.71%
H15	274.27	0	2,255.43	48,844.57	4.41%
H20	274.35	0	3,617.59	47,482.41	7.08%
H25	272.27	0	4,935.56	46,164.44	9.66%
H30	284.33	0	6,320.05	44,779.95	12.37%
R1	262.21	0	6,582.26	44,517.74	12.88%
R2	328.27	0	6,910.53	44,189.47	13.52%
R3	289.69	0	7,200.22	43,899.78	14.09%

※ 埋立量は1 m³あたり1.15tで算出している。

※ 放射能汚染土（平成23年度634.22 m³）及びその覆土分（平成23年度1,185.20 m³）は、仮置きの状態であるため、計上していない。



③ 東埼玉資源環境組合 第一工場（ごみ処理施設）【愛称：リユース】

ア 施設の概要

所在地	越谷市増林三丁目2番地1	
敷地面積	45,875.44 m ² （堆肥化施設を含む）	
建築面積	工場・管理棟 19,968.72 m ² 煙突 328.89 m ²	
延床面積	工場・管理棟 56,259.59 m ² 煙突 730.15 m ²	
着工	平成3年12月25日	
竣工	平成7年9月30日	
焼却炉	処理能力	800t/日（200t/日×4炉）
	処理方式	全連続燃焼式機械炉
焼却灰溶融炉	処理能力	80t/日×2炉（1炉予備）
	処理方式	アーク式電気溶融炉
表流水浄水装置	処理能力	8,400 m ³ /日（5,000t水槽×2基）
	処理方式	砂ろ過方式（凝集沈殿）
発電設備	発電能力	24,000kW（12,000kW×2基）
	発電方式	抽気復水タービン
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ式	
受入供給方式	ピットアンドクレーン方式	
排ガス処理方式	乾式（消石灰吹込＋ろ過式集じん器）	
余熱利用	蒸気タービンによる発電、場内熱供給（給湯）及び場外への熱供給	



写真：東埼玉資源環境組合ホームページから引用

④ 東埼玉資源環境組合 第二工場（ごみ処理施設）【愛称：パーシクル】

ア 施設の概要

所在地	草加市柿木町 107 番地 1	
敷地面積	33,925.16 m ²	
建築面積	7,685.57 m ²	
延床面積	15,379.29 m ²	
着工	平成 25 年 3 月 27 日	
竣工	平成 28 年 3 月 15 日	
焼 却 炉	処 理 能 力	297t/日 (148.5t/日×2 炉)
	処 理 方 式	直接ガス化熔融炉
発 電 設 備	発 電 能 力	9,400kW (9,400kW×1 基)
	発 電 方 式	抽気復水タービン
燃 焼 ガ ス 冷 却 方 式	廃熱ボイラ方式	
受 入 供 給 方 式	ピットアンドクレーン方式	
排 ガ ス 処 理 方 式	乾式（消石灰・活性炭吹込＋ろ過式集じん器） ＋脱硝反応塔	
余 熱 利 用	発電、場内熱供給（給湯）、市民温水プール、 老人福祉センターへの熱供給	



写真：東埼玉資源環境組合ホームページから引用

⑤ 東埼玉資源環境組合 第二工場 汚泥再生処理センター【愛称：八條キラリ】
ア 施設の概要

所在地	八潮市大字八條 681 番地 1	
敷地面積	25,884.14 m ²	
建築面積	1,609.4 m ²	
延床面積	3,226.92 m ²	
着工	平成 28 年 3 月 28 日	
竣工	平成 30 年 3 月 5 日	
処理能力	260kl/日	生し尿 31.0kl/日 浄化槽汚泥 228.5kl/日 農業集落排水汚泥 0.5kl/日
処理方式	固液分離＋水処理方式	



写真：東埼玉資源環境組合ホームページから引用

⑥ 東埼玉資源環境組合 堆肥化施設

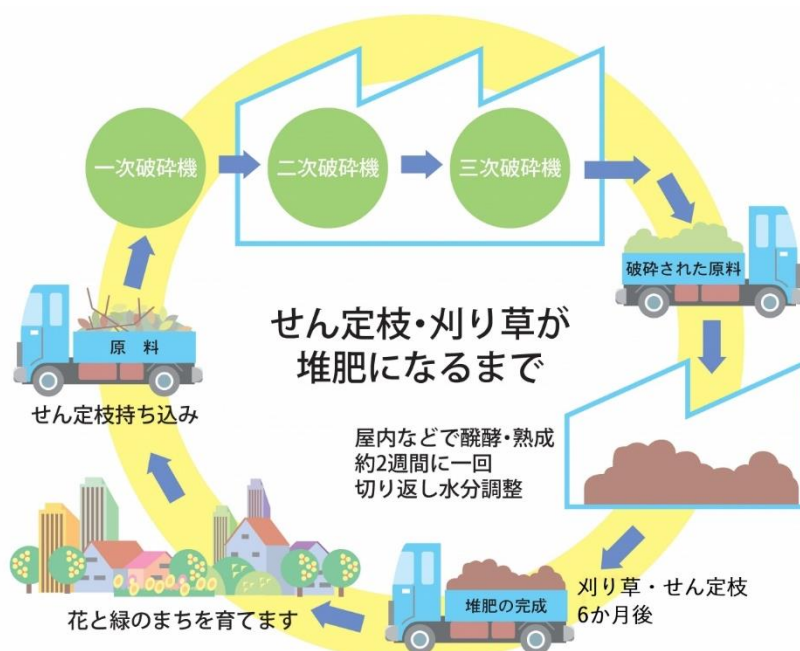
ア 施設の概要

所在地	越谷市増林三丁目 2 番地 1
敷地面積	7,800.00 m ²
建築面積	2,772.22 m ²
延床面積	2,772.22 m ²
着工	平成 11 年 7 月 26 日
竣工	平成 11 年 9 月 30 日 (増築工事)平成 16 年 11 月 11 日～平成 17 年 3 月 15 日
処理能力	一次破碎機 4.5t/h 二次破碎機 3.0t/h 三次破碎機 0.9t/h



写真：東埼玉資源環境組合ホームページから引用

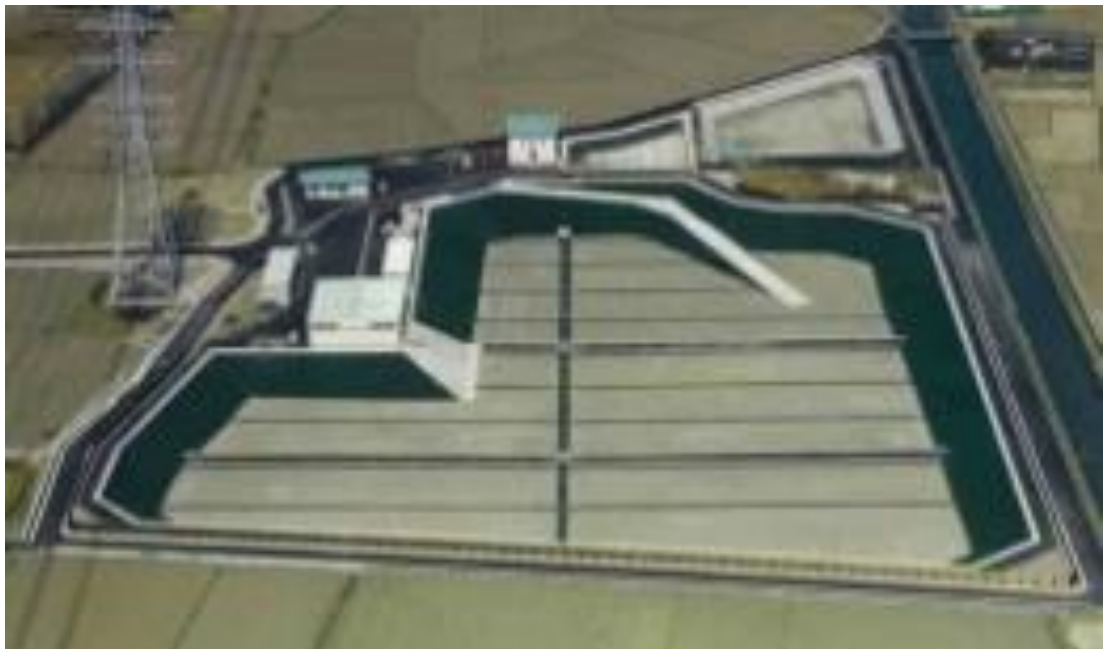
イ 堆肥化施設フロー



資料：東埼玉資源環境組合ホームページ

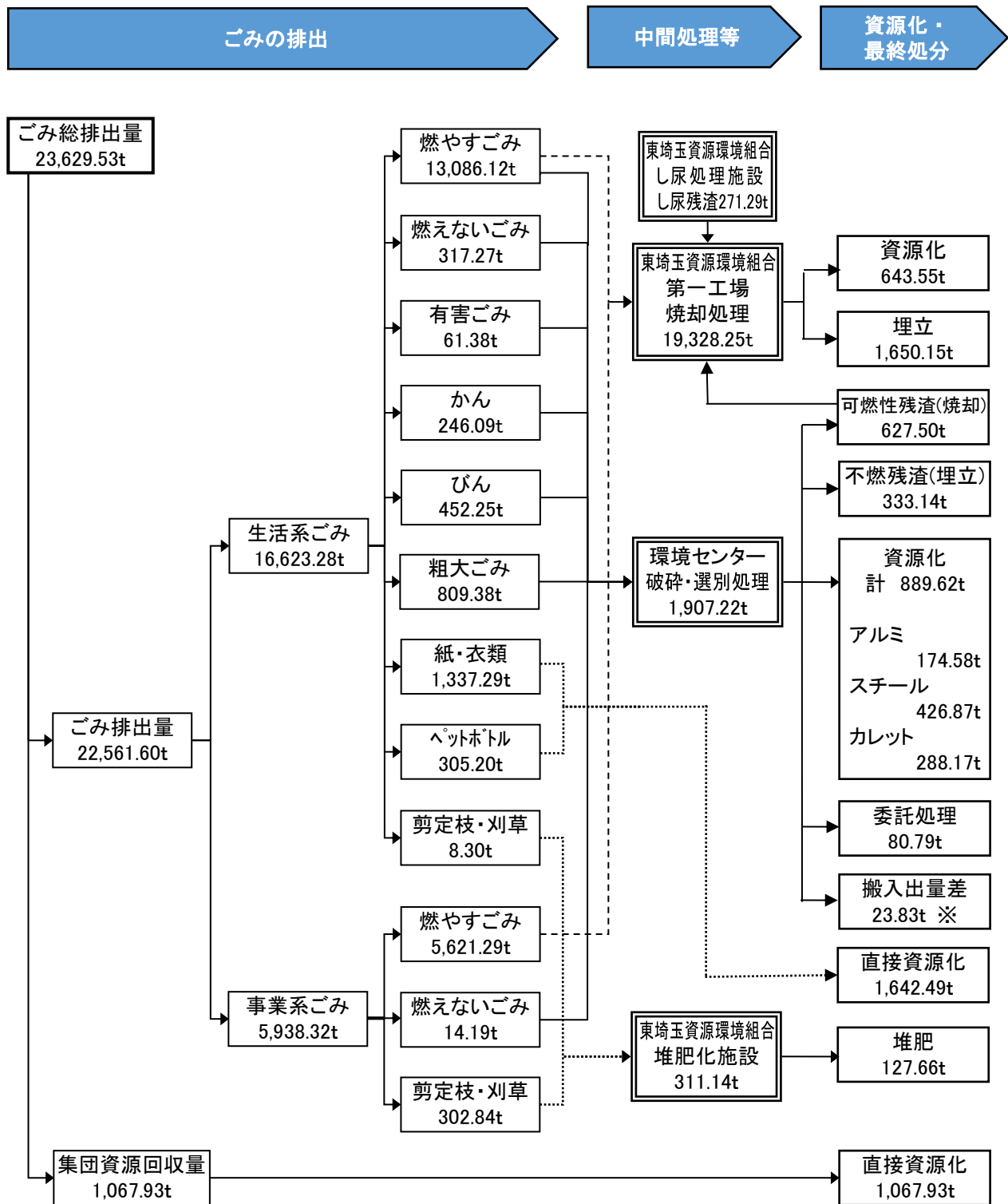
⑦ 東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場【愛称：エコパーク吉川みどり】
ア 施設の概要

所在地	吉川市大字高久 666 番地 1
敷地面積	47,938.51 m ²
建築面積	1,199.50 m ²
延床面積	1,379.66 m ³
着工	平成 12 年 9 月 29 日
竣工	平成 14 年 3 月 31 日
埋立処分地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 31,000 m² ・ 深さ 平均 5.5m ・ 容積 170,000 m³ ・ 対象物 溶融スラグ
水処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力 120 m³/日 ・ 浸出水調整池 4,600 m³ ・ 処理方法 凝集沈殿方式



写真：東埼玉資源環境組合ホームページから引用

図表 3-6 ごみ処理の流れ（令和 3 年度実績）



※搬入出量差 23.83 t は、計量誤差や水分含有等により搬入量と搬出量に差が生じたものです。

(5) ごみの量の推移

平成 24 年度から令和 3 年度までの 10 年間のごみの量の推移は、図表 3-7 及び図表 3-8 に示すとおりです。

ごみ総排出量及びごみ排出量は、平成 24 年度から平成 26 年度まで、ごみ総排出量は 21,500t 前後、ごみ排出量は 20,000t 前後でほぼ横ばいに推移した後、増加傾向となり、令和 3 年度にはごみ総排出量は 23,630t、ごみ排出量は 22,562t まで増加しています。

1 人 1 日あたりのごみ排出量は、平成 24 年度の 799g から、平成 26 年度に 782g まで減少し、平成 27 年度以降 790g 前後で推移しましたが、令和元年度は 804g、令和 2 年度は 823g、令和 3 年度は 846g と直近では増加傾向になっています。

1 人 1 日あたりのごみ総排出量は、平成 24 年度の 863g から、平成 30 年度に 839g まで減少した後、令和元年度は 851g、令和 2 年度は 863g、令和 3 年度は 886g と増加傾向となっています。

生活系ごみの量は、平成 24 年度から平成 26 年度まで 15,900t 台でほぼ横ばいに推移しましたが、その後は増加傾向となり、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や宅配サービスの利用増加等に伴い、17,200t と過去最高になりました。令和 3 年度は 16,623t に減少したものの、依然高い水準にあります。

1 人 1 日あたりの生活系ごみの量は、平成 24 年度の 639g から減少傾向にあり、平成 28 年度から令和元年度まで 610g 台前半で推移していましたが、令和 2 年度に 644g と急増しています。令和 3 年度は 624g に減少したものの、粗大ごみ・ペットボトル・雑紙・段ボール・衣類などが高い水準にあります。

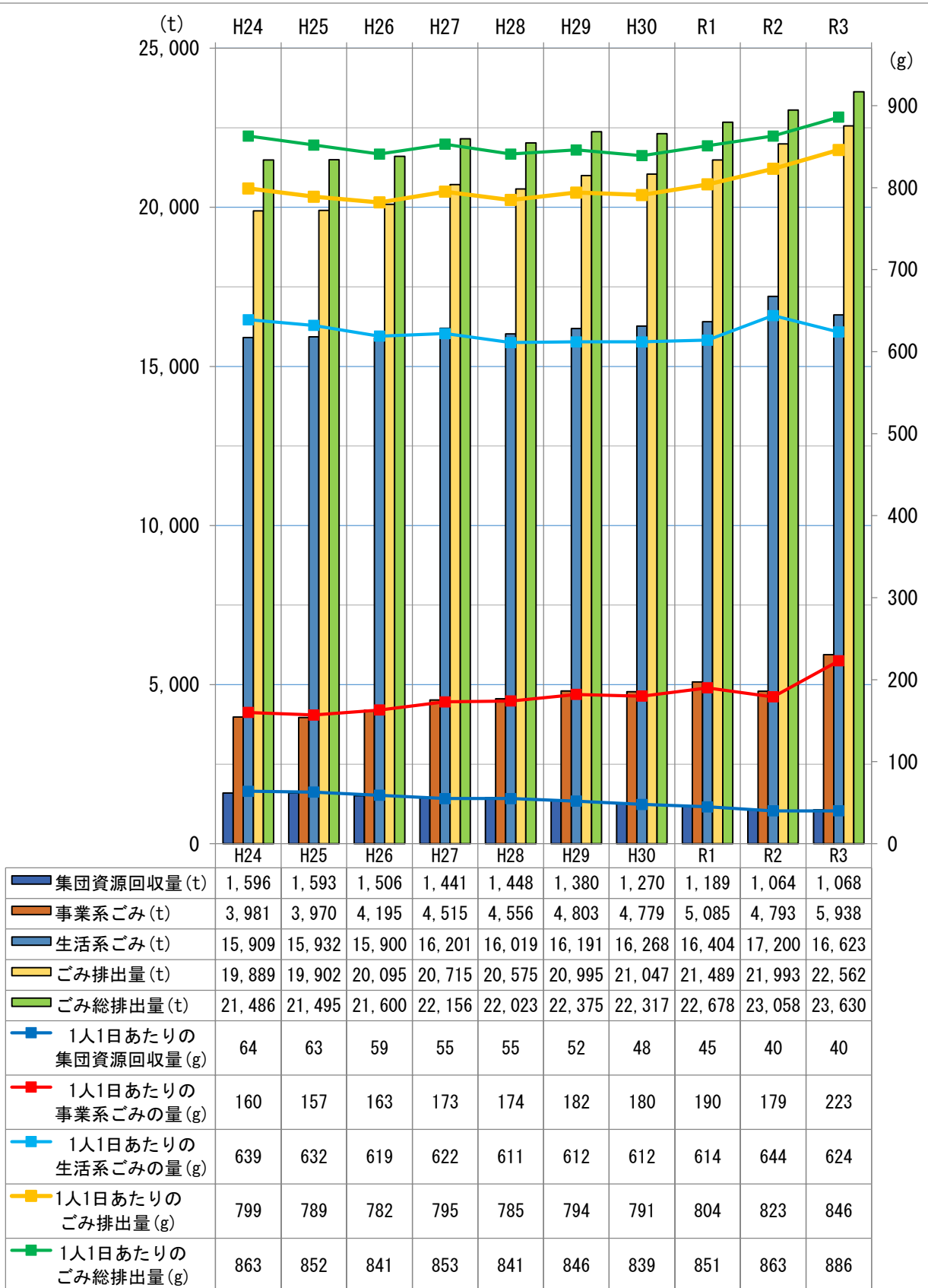
事業系ごみの量は、平成 24 年度の 3,981t から増加傾向にあり、令和元年度には 5,000t 台に到達しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響などにより約 4,800t に減少しましたが、令和 3 年度は 5,938t に増加しています。

1 人 1 日あたりの事業系ごみの量は、平成 24 年度から平成 26 年度まで 160g 前後で推移した後、増加傾向に転じ、令和元年度に 190g に到達しています。令和 2 年度は 179g に減少したものの、令和 3 年度は 223g に増加しています。

集団資源回収量は、平成 24 年度の 1,596t から減少傾向が続いており、令和 3 年度には 1,068t まで減少しています。

1 人 1 日あたりの集団資源回収量は、平成 24 年度の 64g から減少傾向にあり、令和 3 年度には 40g まで減少しています。

図表 3-7 ごみの量の推移



※1人1日あたりのごみ排出量=ごみ排出量÷年度末人口÷365日 (又は366日)

図表 3-8 ごみと資源の排出量の実績

(単位 : t)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
年度末人口 (人)	68,174	69,093	70,373	71,179	71,781	72,450	72,877	73,014	73,217	73,043	
生活系ごみ	燃やすごみ	12,663	12,626	12,724	12,961	12,844	12,918	12,909	13,001	13,436	13,086
	燃えないごみ	311	330	322	323	312	321	330	329	371	317
	有害ごみ	53	54	53	53	59	61	60	62	65	61
	資源ごみ	2,184	2,271	2,162	2,191	2,144	2,161	2,244	2,231	2,418	2,349
	かん	261	263	253	245	251	249	256	249	244	246
	びん	481	502	502	500	497	487	474	460	458	452
	ペットボトル	237	240	234	240	252	264	285	283	298	305
	紙・衣類	1,204	1,265	1,165	1,193	1,132	1,149	1,220	1,227	1,406	1,337
	新聞	303	322	277	258	242	211	196	162	162	145
	雑誌	343	413	362	367	245	342	208	386	300	258
	雑がみ	142	99	101	118	205	115	313	132	262	273
	段ボール	248	265	258	269	270	292	315	345	450	446
	紙パック	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	衣類	166	164	164	180	168	187	186	201	230	216
	剪定枝・刈草	0	0	8	13	13	11	9	12	12	8
	粗大ごみ	698	651	638	672	660	730	725	781	910	809
生活系ごみ	15,909	15,932	15,900	16,201	16,019	16,191	16,268	16,404	17,200	16,623	
1人1日あたりの生活系ごみの量(g)	639	632	619	622	611	612	612	614	644	624	
事業系ごみ	燃やすごみ	3,951	3,941	4,078	4,172	4,204	4,268	4,493	4,677	4,646	5,621
	燃えないごみ	29	29	26	28	29	34	24	25	24	14
	剪定枝・刈草	0	0	91	314	324	502	261	383	123	303
	事業系ごみ	3,981	3,970	4,195	4,515	4,556	4,803	4,779	5,085	4,793	5,938
	1人1日あたりの事業系ごみの量(g)	160	157	163	173	174	182	180	190	179	223
ごみ排出量	19,889	19,902	20,095	20,715	20,575	20,995	21,047	21,489	21,993	22,562	
1人1日あたりのごみ排出量(g)	799	789	782	795	785	794	791	804	823	846	
集団資源回収量	1,596	1,593	1,506	1,441	1,448	1,380	1,270	1,189	1,064	1,068	
ごみ総排出量	21,486	21,495	21,600	22,156	22,023	22,375	22,317	22,678	23,058	23,630	
1人1日あたりのごみ総排出量(g)	863	852	841	853	841	846	839	851	863	886	

※端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

(6) ごみの量の比較

本市のごみの量について、次のとおり、全国平均等との比較を行いました。

まず、図表 3-9 から図表 3-15 により、1 人 1 日あたりのごみの量（ごみ総排出量、ごみ排出量、事業系ごみ、集団資源回収量、生活系ごみ、家庭系ごみ、再生利用率）について、平成 24 年度以降の実績を用いて、全国平均、埼玉県平均、東埼玉資源環境組合構成市町である近隣 5 市 1 町の平均と比較しました。

ごみ総排出量及びごみ排出量は、両者の違いは集団資源回収量の有無であるため、ごみの量や推移の比較結果はほぼ同様です。量については、本市は全国平均より大幅に少なく、県平均及び 5 市 1 町平均を下回っています。推移については、全国平均、県平均、5 市 1 町平均は減少傾向を経てほぼ横ばいの状況ですが、本市は平成 30 年度を境に減少傾向から増加傾向に転じており、徐々に各平均に接近してきています。

事業系ごみの量は、本市は全国平均より大幅に少なく、県平均や 5 市 1 町平均よりやや少ない状況です。推移については、いずれも令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響などを受けて減少していますが、全国平均や県平均、5 市 1 町平均がほぼ横ばいで推移しているのに対し、本市は増加傾向が続いています。

集団資源回収量は、本市は全国平均や県平均、5 市 1 町平均を上回っていますが、いずれも減少傾向となっています。

生活系ごみの量は、本市は全国平均よりやや多く、県平均や 5 市 1 町平均をやや下回っています。いずれも平成 29 年度又は平成 30 年度まで減少傾向が続いた後、増加傾向に転じています。

家庭系ごみは、生活系ごみから資源ごみを除いたものですが、量については、本市は全国平均より多く、県平均よりやや多く、5 市 1 町平均より少ない状況です。推移については、生活系ごみとほぼ同様です。

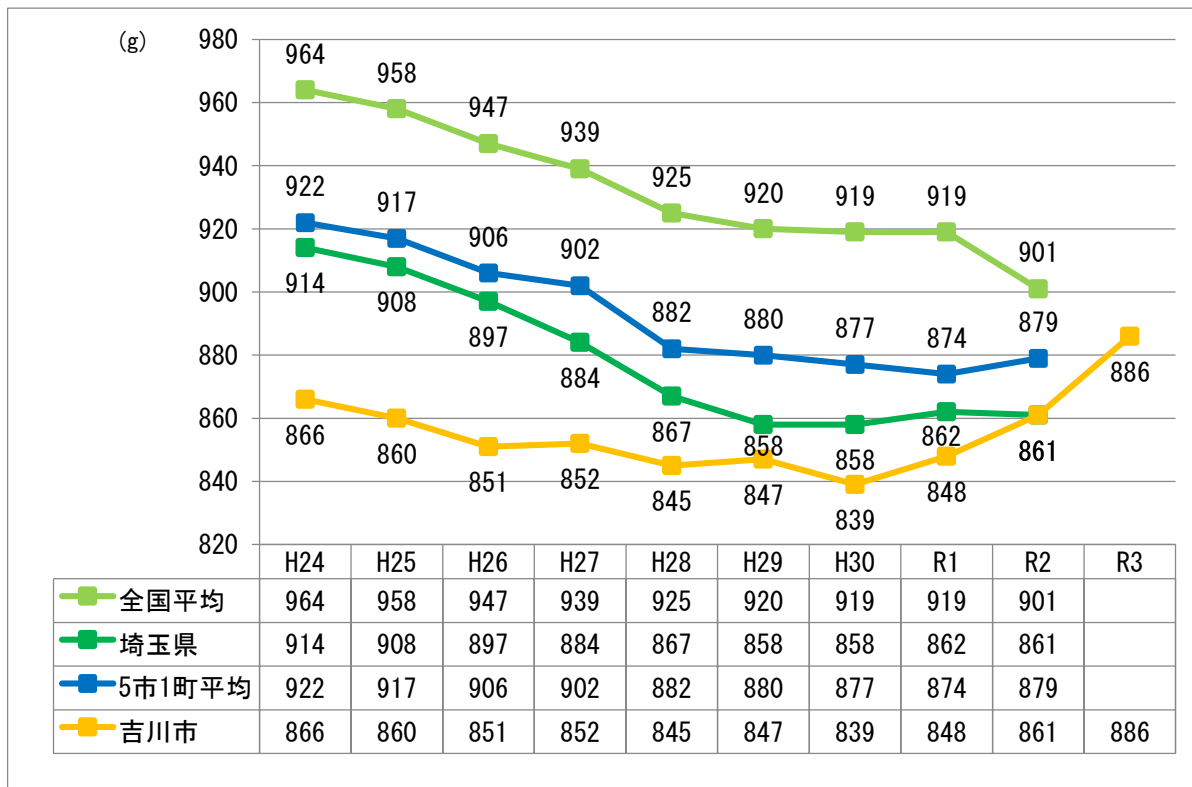
なお、資源ごみの量については、本市は全国平均や県平均を下回りますが、5 市 1 町平均を上回っています。推移については、いずれもほぼ横ばいです。

再生利用率は、本市は県平均より低く、全国平均に接近しており、5 市 1 町平均を上回っています。全国平均や県平均はほぼ横ばい推移していますが、本市は 19% 前後でばらついた推移をしており、5 市 1 町平均の推移と類似しています。

本市のごみの量を全国平均と比較すると、本市は全国平均より家庭系ごみが多く、資源ごみが少ないため、生活系ごみが多くなっています。なお、本市は全国平均より資源ごみがやや少なく、集団資源回収量がやや多くなっていますが、資源ごみと集団資源回収量の合計を比べるとほぼ同じ水準です。また、本市は全国平均より生活系ごみや集団資源回収量が多いものの、事業系ごみが大幅に少ないため、全体としてごみ排出量やごみ総排出量が少なくなっています。

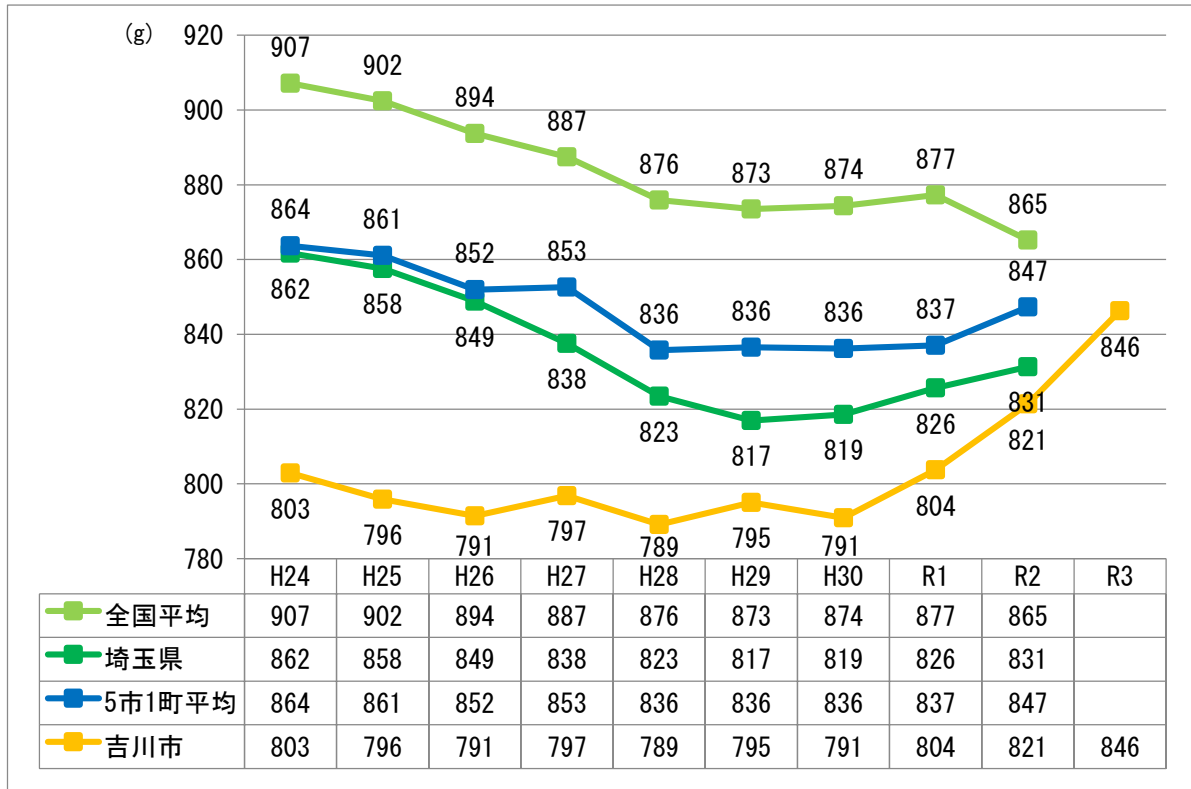
※本市のごみの量の実績については、原則として、「吉川市清掃事業概要」から引用し、1人1日あたりのごみの量を算出する際の総人口は各年度末3月31日現在の人口を用いていますが、ごみの量の比較に用いた数値は「一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）」または「一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）」から引用又は算出しており、1人1日あたりのごみの量を算出する際の総人口は各年10月1日現在の人口を用いています。そのため、同一年度であっても、その他に掲載している本市のごみの量の実績値と異なっている場合があります。

図表 3-9 1人1日あたりの「ごみ総排出量」の比較



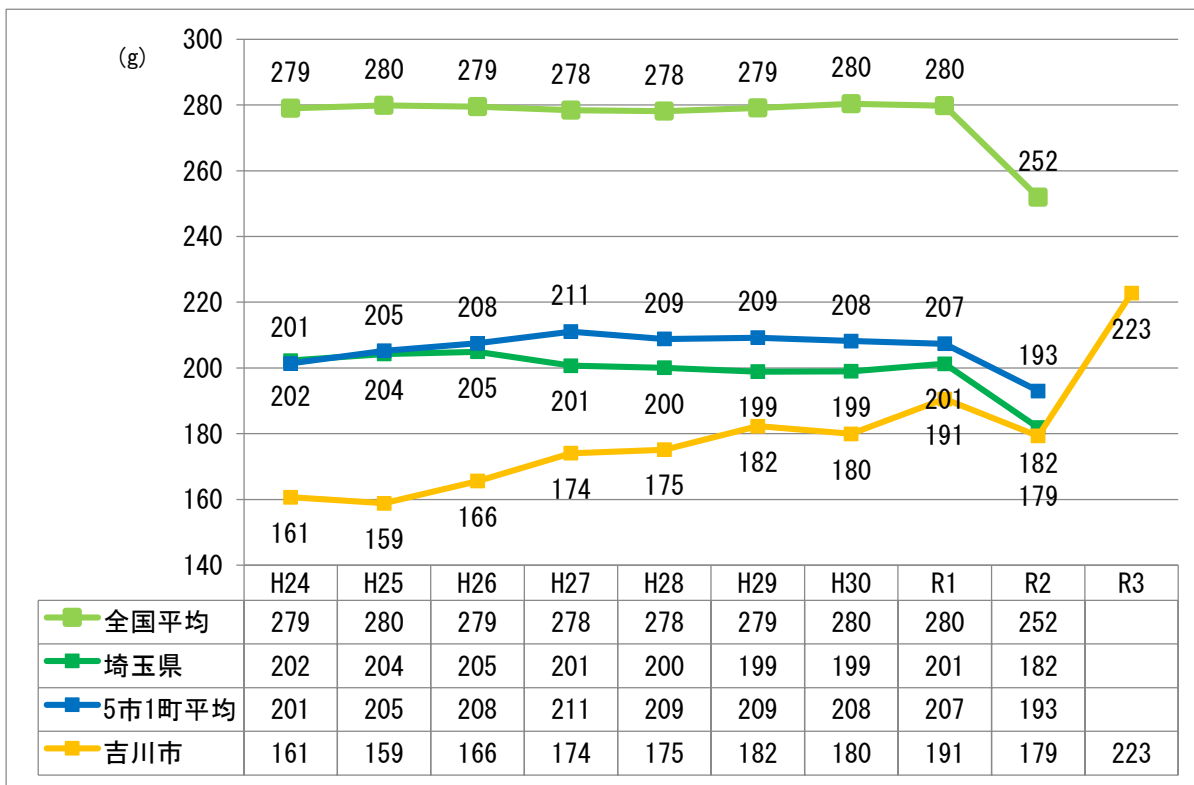
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-10 1人1日あたりの「ごみ排出量」の比較



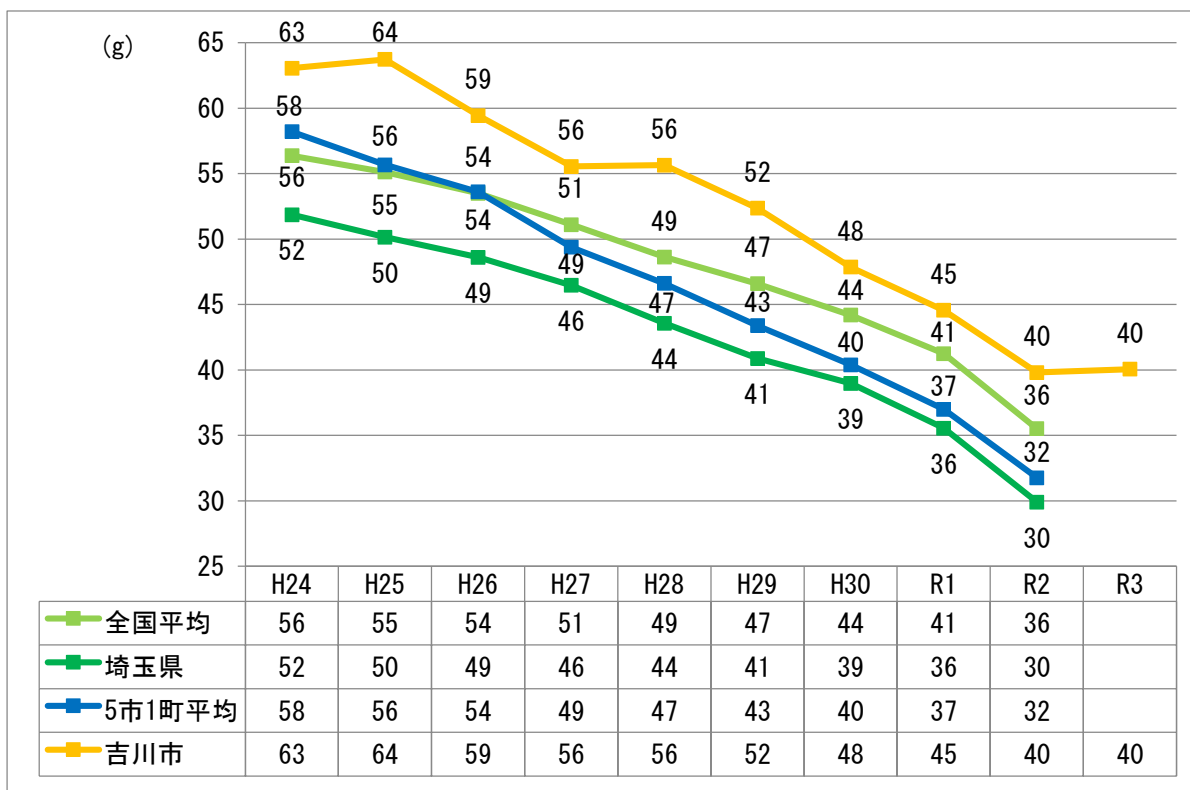
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-11 1人1日あたりの「事業系ごみ」の量の比較



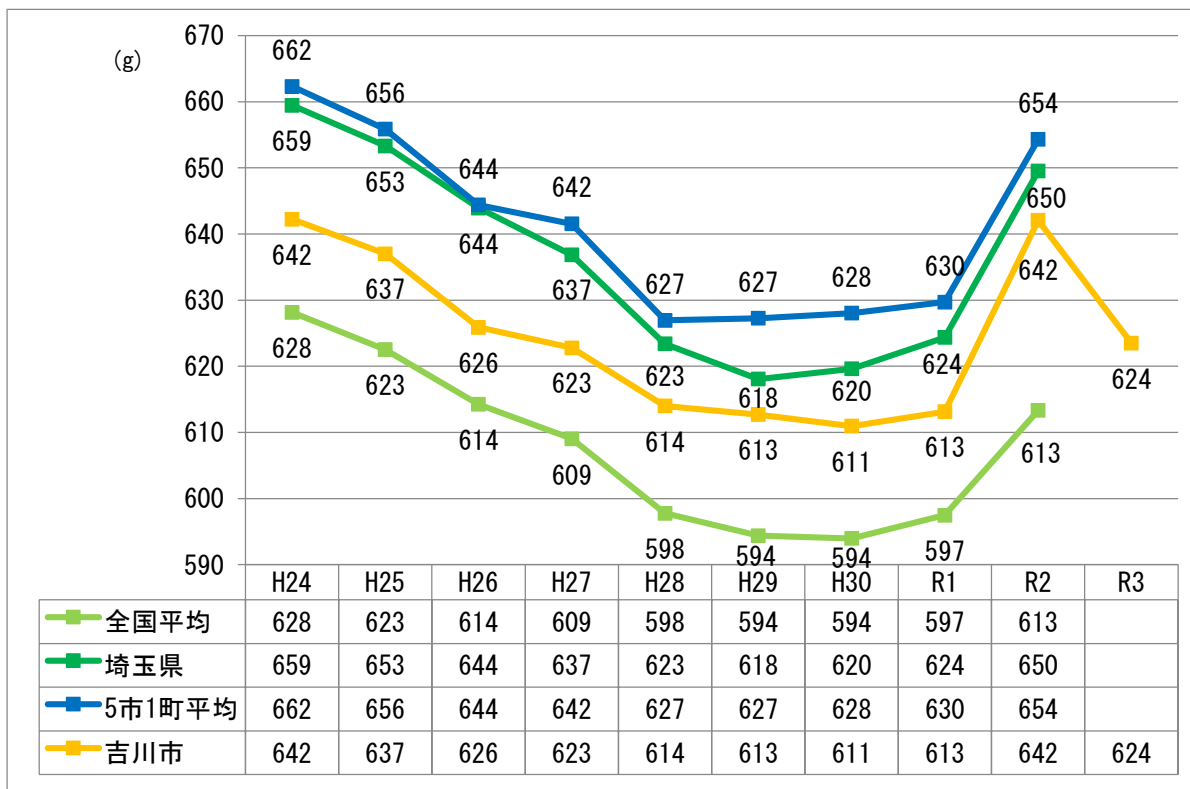
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-12 1人1日あたりの「集団資源回収量」の比較



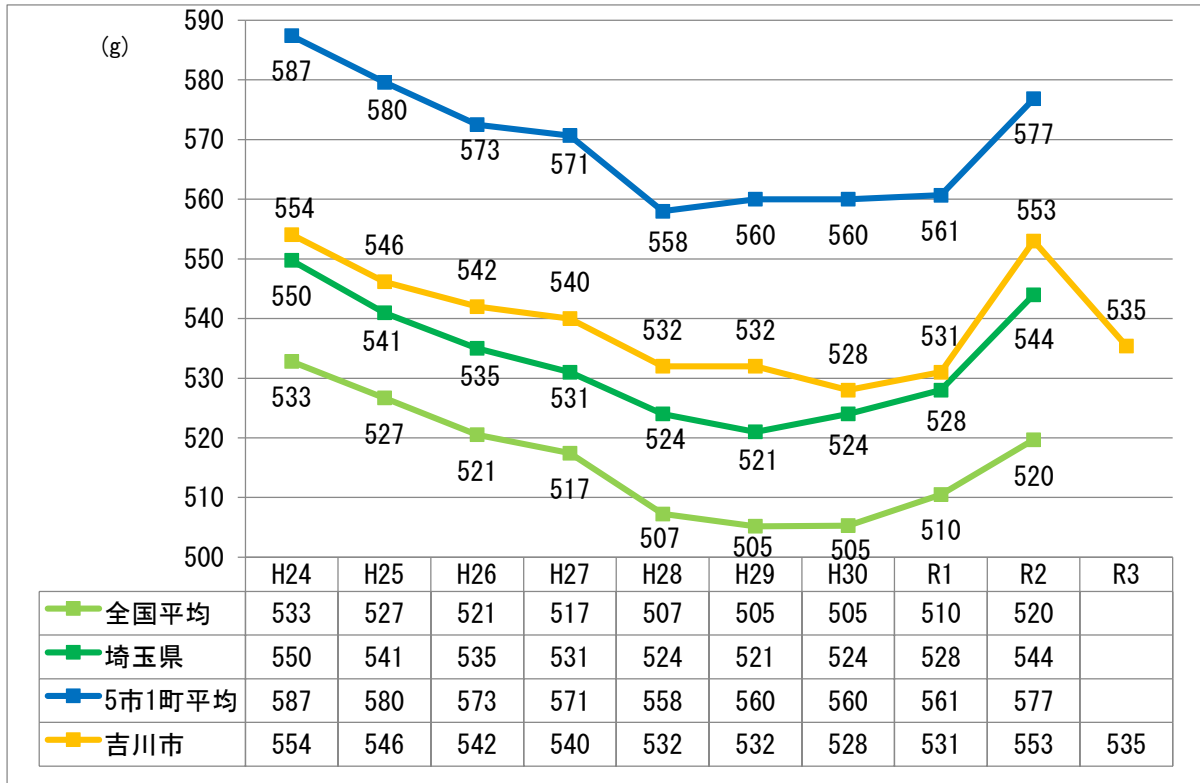
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-13 1人1日あたりの「生活系ごみ」の量の比較



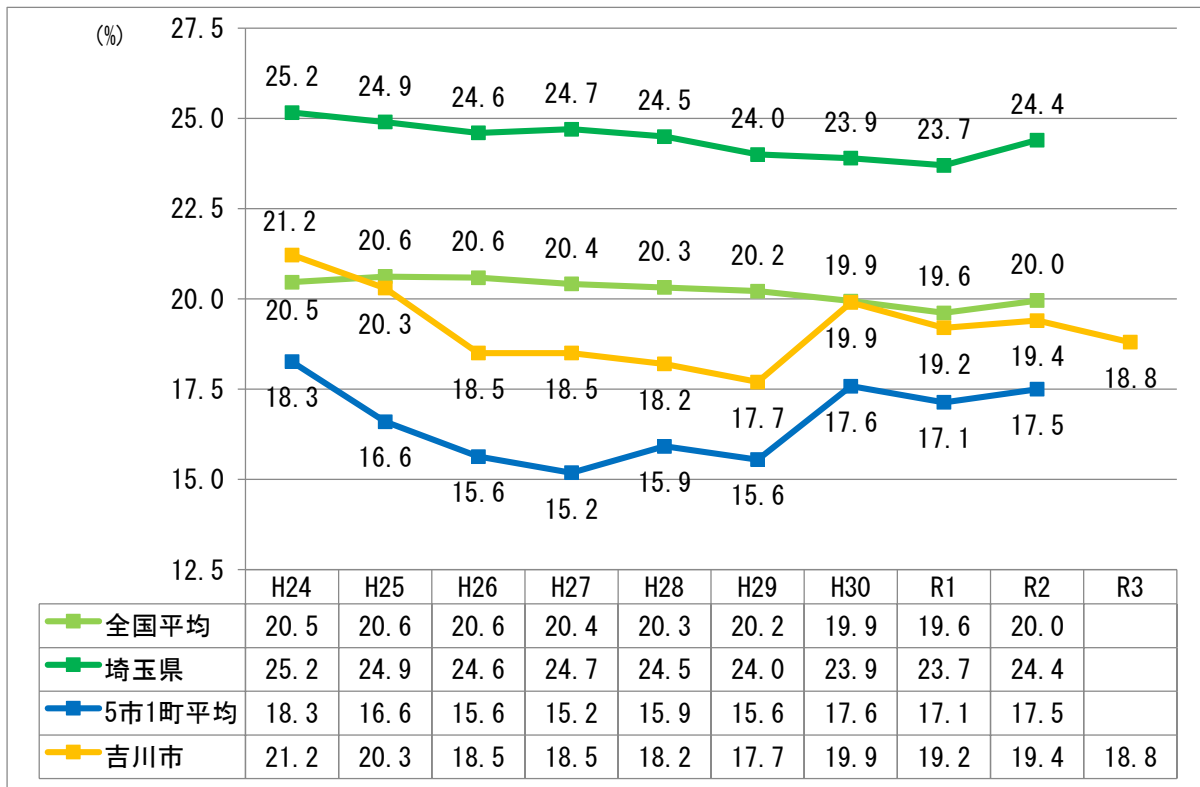
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-14 1人1日あたりの「家庭系ごみ」の量の比較



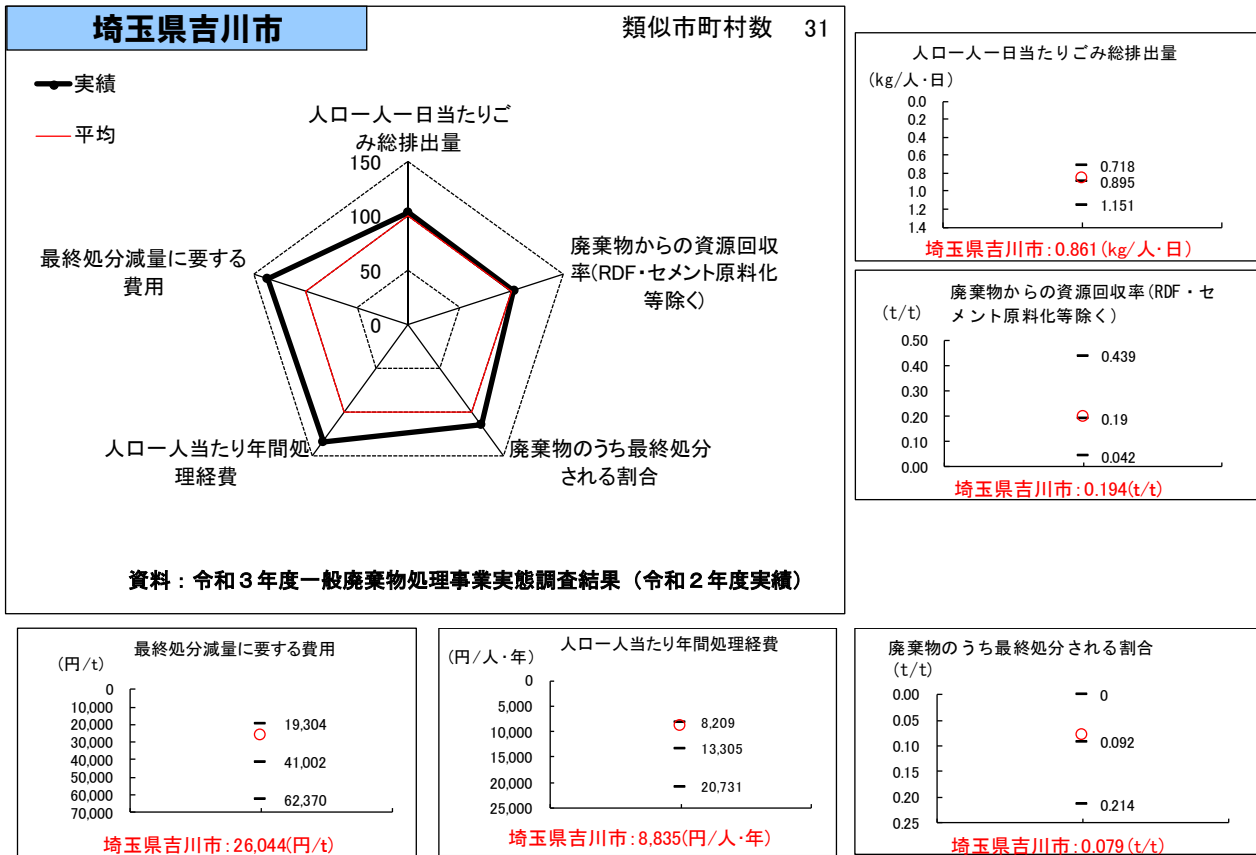
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-15 「再生利用率」の比較（全国平均、県平均）



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、一般廃棄物処理状況の概況（埼玉県）

図表 3-16 令和 2 年度実績による類似都市との比較
 (人口 70,000 人以上 76,000 人未満の類似都市 31 団体)



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口一人当たり年間処理経費 (%)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	895	19.0%	9.2%	13,305	41,002
最大	1,151	43.9%	21.4%	20,731	62,370
最小	718	4.2%	0.0%	8,209	19,304
標準偏差	103	7.4%	5.0%	2,910	9,457
当該市町村実績	861	19.4%	7.9%	8,835	26,044
指数値	103,800	102.1	114.1	133.6	136.5

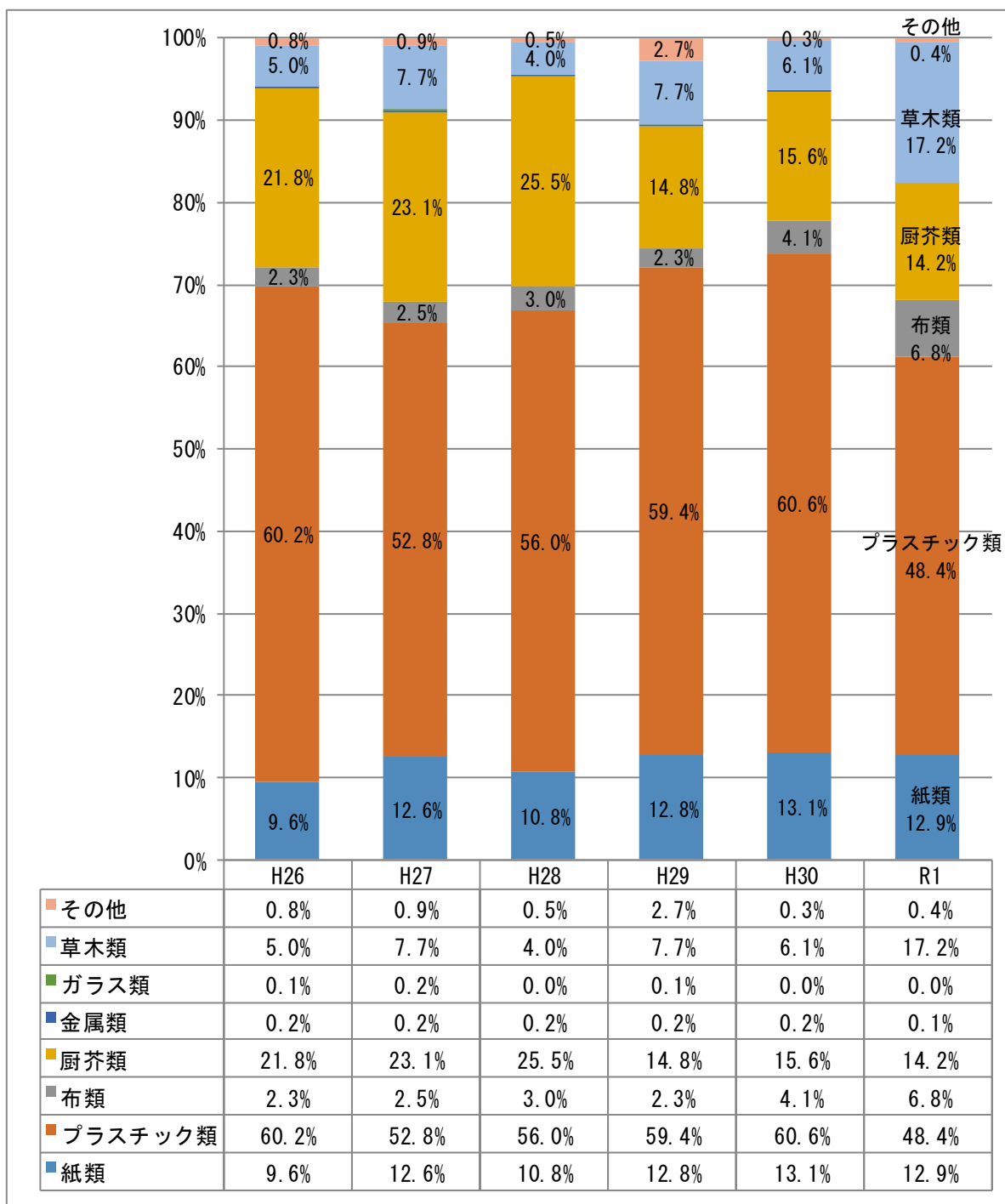
No.	市町村名	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要 する費用 (円/t)
1	北海道恵庭市	70,092	816	43.9%	13.8%	14,786	49,626
2	秋田県大館市	70,696	999	12.3%	14.0%	16,168	49,451
3	秋田県由利本荘市	75,234	963	9.3%	14.7%	12,081	37,619
4	福島県須賀川市	75,941	973	10.8%	9.9%	10,833	30,953
5	茨城県石岡市	73,922	1,151	28.9%	2.6%	9,160	19,304
6	茨城県笠間市	74,733	921	17.1%	9.0%	9,571	30,627
7	栃木県大田原市	72,123	876	12.2%	11.1%	13,398	45,921
8	群馬県館林市	75,480	954	15.8%	8.2%	12,871	38,418
9	埼玉県蕨市	75,704	789	24.3%	8.2%	10,886	37,009
10	埼玉県桶川市	75,234	733	27.2%	6.2%	16,771	62,370
11	埼玉県吉川市	73,226	861	19.4%	7.9%	8,835	26,044
12	千葉県香取市	74,548	974	21.4%	10.4%	11,642	34,298
13	東京都清瀬市	74,823	718	28.9%	0.0%	15,642	49,947
14	東京都武蔵村山市	71,988	793	27.6%	0.0%	17,014	50,754
15	山梨県南アルプス市	71,384	791	10.6%	11.5%	8,209	29,090
16	山梨県甲斐市	75,998	866	19.2%	7.9%	12,266	40,166
17	愛知県碧南市	72,784	993	15.8%	10.5%	16,385	46,809
18	愛知県犬山市	73,469	814	19.5%	12.4%	12,180	44,661
19	愛知県知立市	72,281	875	14.5%	9.0%	10,667	33,640
20	滋賀県栗東市	70,340	815	25.6%	6.0%	15,701	51,175
21	京都府城陽市	75,842	856	17.9%	15.6%	9,797	34,099
22	京都府八幡市	70,469	815	12.9%	16.8%	12,331	46,497
23	京都府京田辺市	70,535	737	17.5%	10.1%	12,299	47,980
24	大阪府泉大津市	74,409	903	16.4%	11.7%	13,080	42,767
25	兵庫県たつの市	75,710	949	19.1%	2.2%	16,122	46,144
26	和歌山県田辺市	72,143	1,027	19.8%	21.4%	14,348	38,847
27	徳島県阿南市	71,937	1,060	20.2%	6.2%	20,731	52,928
28	愛媛県宇和島市	73,367	996	17.1%	3.5%	14,723	37,867
29	福岡県行橋市	72,938	901	4.2%	12.3%	13,481	24,452
30	福岡県太宰府市	72,006	824	17.6%	10.7%	12,501	43,722
31	佐賀県鳥栖市	73,915	1,017	20.9%	0.0%	17,967	47,882

※本資料は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査に基づき環境省が提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて作成したものです。

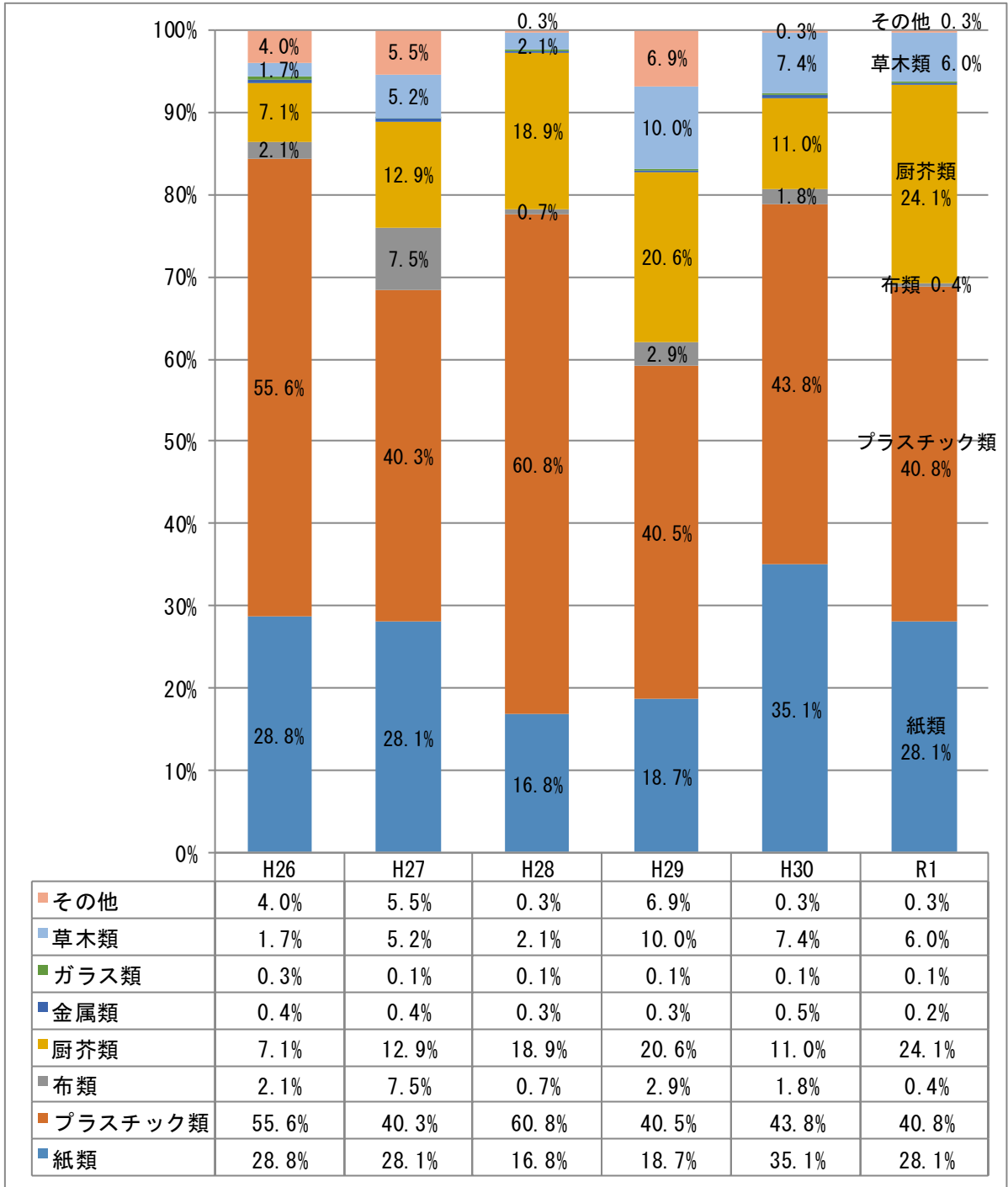
(7) ごみの組成

生活系と事業系の燃やすごみの組成については、毎年、東埼玉資源環境組合において、調査を実施しています。平成26年度から令和元年度までの組成調査結果は図表3-17、図表3-18に示すとおりです。なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から調査を中止しています。

図表3-17 生活系燃やすごみの組成の推移



図表 3-18 事業系燃やすごみの組成の推移



(8) ごみ処理費用

ごみ処理経費の推移は図表 3-19 に示すとおりです。

直近 10 年間のごみ処理経費の推移をみると、平成 24 年度以降は減少傾向となっていました。令和元年度以降は若干ながら増加傾向に転じています。

令和 3 年度のごみ処理経費は 6 億 7,355 万円で、1 人あたりに換算すると 9,221 円です。

図表 3-19 ごみ処理経費の推移



2 第3次処理基本計画の総括

(1) 目標の達成状況

平成25年3月に策定した第3次処理基本計画においては、平成29年度を中間目標年度、令和4年度を計画目標年度として、「環境にやさしいまちづくり ～持続可能な循環型社会をめざして～」を基本目標に、次の事項について目標値を定めています。

第3次処理基本計画の目標値

① 1人1日あたりのごみ排出量 (g/人/日)

定義	$1人1日あたりのごみ排出量 (g/人/日) = \frac{\text{生活系ごみ排出量 (t/年)} + \text{事業系ごみ排出量 (t/年)}}{\text{年度末人口 (人)} \times 365 \text{日 (または 366日)} \times 1000 \times 1000}$
目標値	※平成23年度より8%以上を削減 平成23年度 813g ⇒ 令和4年度 746g 以下

② ごみの資源化率 (%)

定義	$\text{ごみの資源化率 (\%)} = \frac{\text{総資源化量 (t/年)} \times 100}{\text{ごみ総排出量 (t/年)}}$
目標値	※ごみ発生量の25%以上を資源化 平成23年度 18.5% ⇒ 令和4年度 25%以上

③ 最終処分量 (埋め立て量)

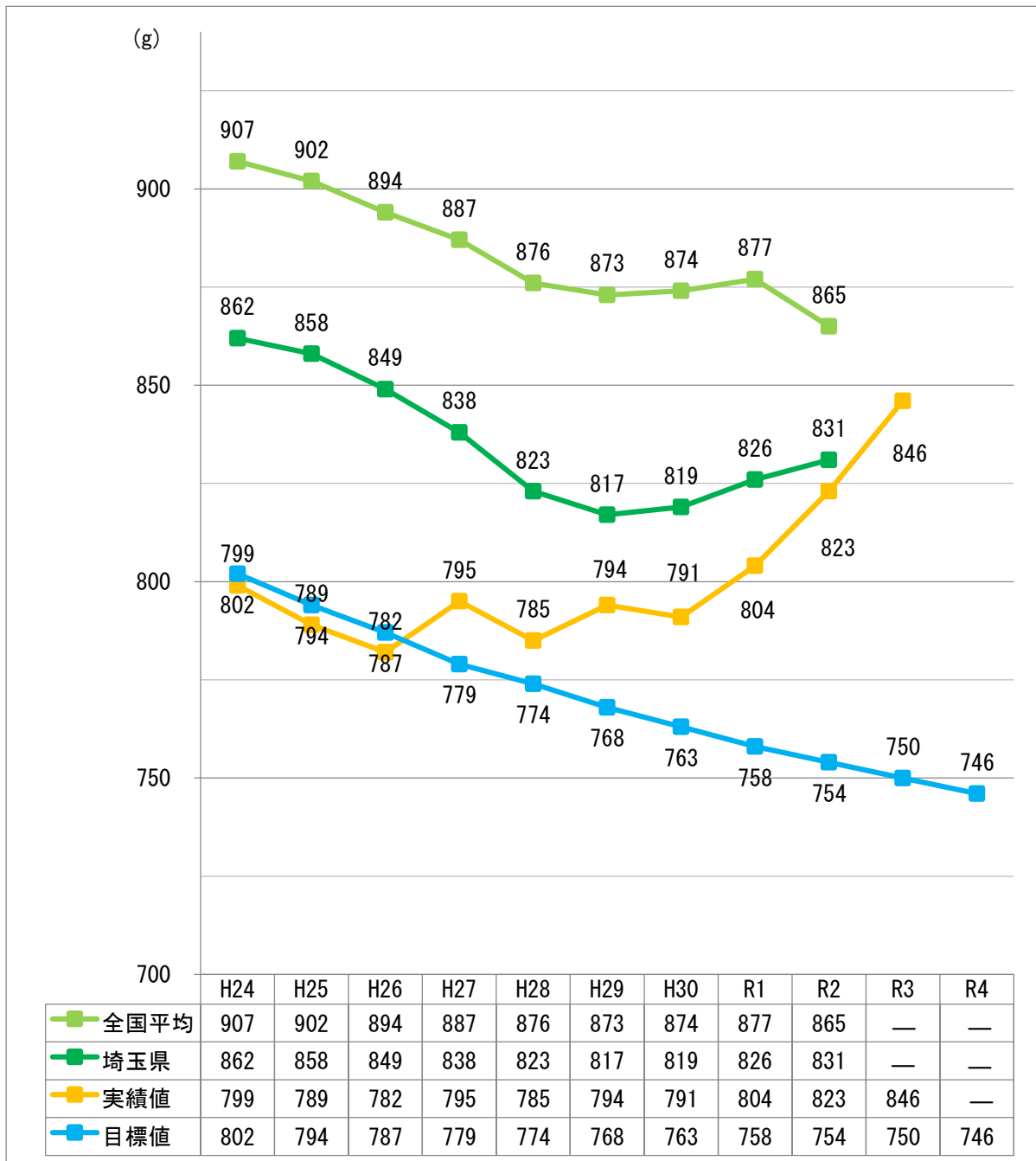
目標値	平成23年度 2,170t ⇒ 令和4年度 2,091t 以下
-----	---

※①～②の用語の定義は、本計画における用語による。

① 1人1日あたりのごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量は、平成24年度から平成26年度までは減少傾向にあり、目標値を下回っていましたが、その後は増加傾向に転じて、目標値との乖離が広がっています。要因としては、事業系ごみが右肩上がり増加したことに加えて、生活系ごみが平成30年度まで減少傾向で推移した後、新型コロナウイルス感染症の影響により増加したことです。

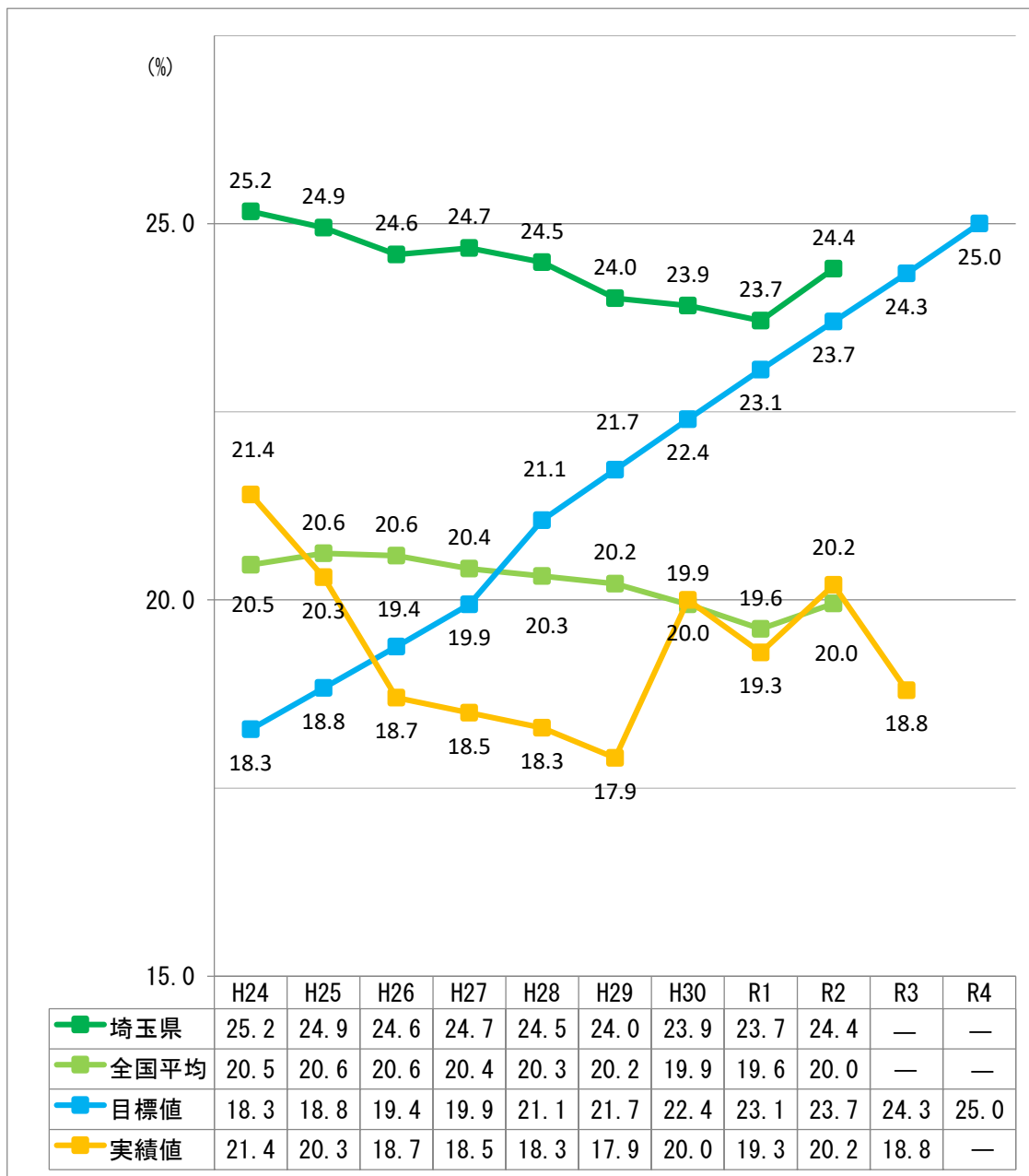
図表 3-20 目標値と実績値の比較（1人1日あたりのごみ排出量）



② ごみの資源化率

ごみの資源化率は、直近 10 年間は概ね 20%前後で推移しており、目標値との乖離が続いています。集団資源回収量や新聞の収集量の減少などの要因はありますが、資源ごみの分別が徹底されていないことが根本的な原因と考えられます。

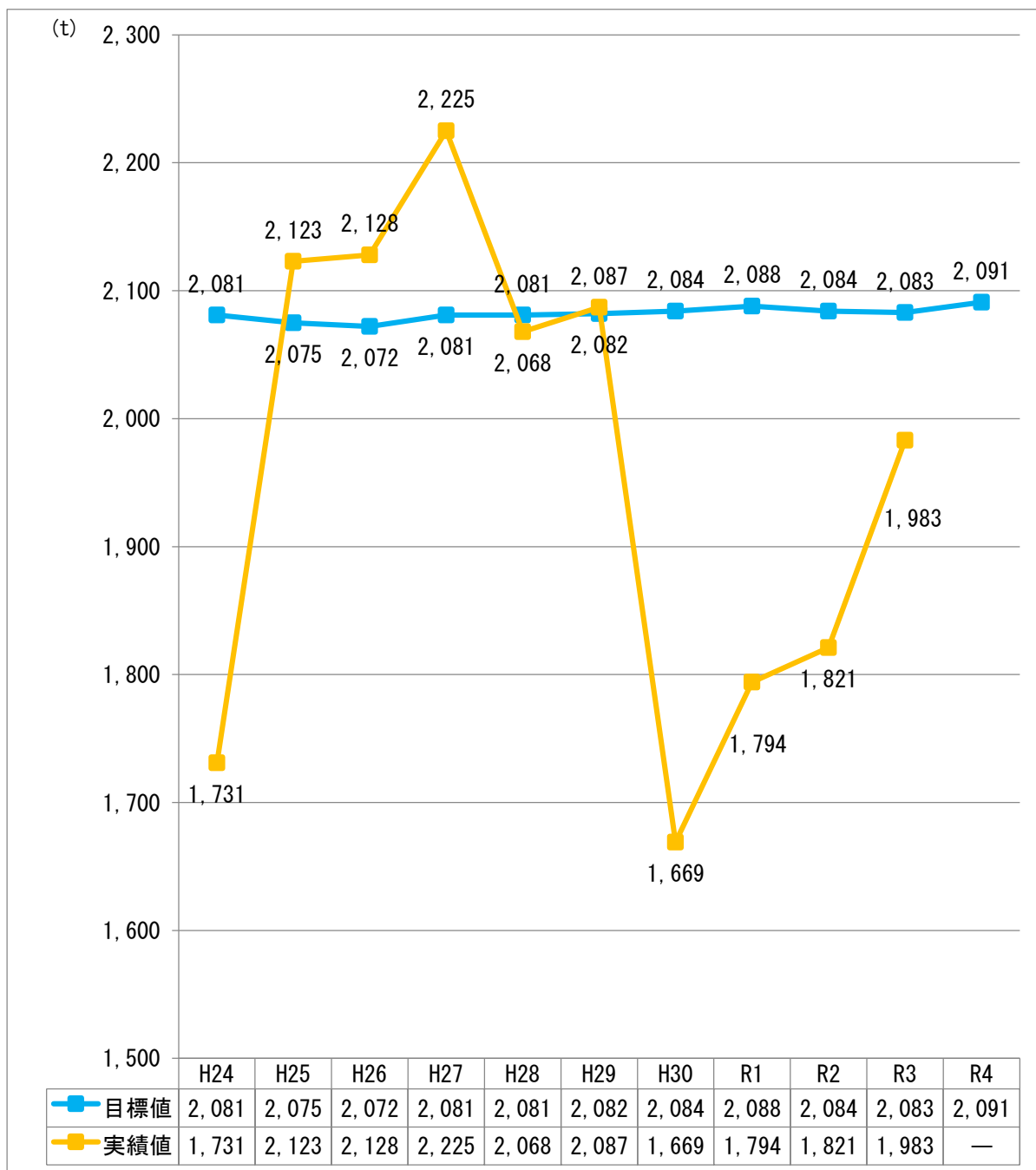
図表 3-21 目標値と実績値の比較（ごみの資源化率）



③ 最終処分量（埋め立て量）

最終処分量（埋め立て量）は、平成 25 年度から平成 29 年度までは目標値を上回っていましたが、平成 30 年度以降は目標値を下回っています。ただし、目標値と実績値が接近した状況が続いています。

図表 3-22 目標値と実績値の比較（最終処分量（埋め立て量））



(2) 取組施策の総括

第3次処理基本計画に掲げた施策6点についての取組み状況を総括します。

取組施策	実施状況
1 発生抑制・排出抑制の推進	
(1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実	
① 子どもに対する環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境センター施設見学の実施（令和3年度） ・環境に関するポスターコンクールの実施（毎年：市内小中学校）
② 意識啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙（毎年10回程度記事を掲載）やエコだより、ホームページ等による情報発信 ・出前講座の実施（平成24年度から令和3年度まで9団体286人参加）
③ エコ・ショップ認定制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ・ショップ認定制度のPRと活用（令和3年度末時点で37事業所（店舗）を認定）
④ パートナー収集の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出が困難な世帯に対するパートナー収集の実施（令和3年度末時点で27世帯が利用中）
⑤ 美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内一斉美化運動及び地域美化活動の支援及び集めた廃棄物の収集を毎年実施（ただし、令和2～3年度は中止）
(2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み	
① ごみダイエット・チェックシートの普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座において「ごみダイエット・チェックシート」の配布
② マイバック運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバックの会と協働でマイバック推進キャンペーン（年間6回、市内のスーパーマーケットにおいてアンケートと持参率調査）の実施（平成30年度まで）
③ コンテナ収集地域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・利用を希望する集積所にコンテナの配布（随時）
④ ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・利用を希望する集積所にペットボトル回収用ネット袋の配布（随時）
⑤ 事業系ごみの排出者指導	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けのリーフレットの作成（開発事前協議の際に随時配布） ・東埼玉資源環境組合に搬入した可燃ごみの内容物検査に立ち会い、産業廃棄物を混入した事業者に対して指導の実施
⑥ 生ごみの水切り排出の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発品（水切り器）の配布（平成26年度から令和3年度まで2,222個）
⑦ ごみ処理有料化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・東埼玉資源環境組合構成市町との情報交換

2 ごみ資源化の推進

① 生ごみ処理機の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器(コンポスト容器等)に対する助成制度の継続実施(電気式生ごみ処理機105基、生ごみ処理容器38基(平成24年度～令和3年度累計)) ・補助実績590基(平成11年度～令和3年度累計)
② 資源回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会やPTAに対する周知 ・ごみ減量説明会を毎年開催(平成24年度から令和3年度までの直近10年間で546団体、8,712名が参加)
③ 雑がみリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等において紙の分別方法を周知 ・啓発品(雑がみ回収袋)の配布(平成29年度から令和3年度までの直近5年間で約10,000枚を窓口や説明会で配布)
④ 容器包装リサイクル法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・白色トレイの拠点回収の実施や店頭回収の促進について、検討を進めることができなかった。
⑤ 廃家電製品のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクルについて、令和2年3月に認定事業者と協定を締結し、パソコン及び小型家電の宅配便による回収を開始
⑥ リサイクルシステムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収ボックスの設置(紙・衣類を搬入できる倉庫。市内7ヶ所)による拠点回収を実施 ・平成29年6月にプリンターメーカーが参画する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と称する廃インクカートリッジの共同回収活動に参加し、使用済みインクカートリッジの拠点回収を開始
⑦ 剪定枝・刈草の資源化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・東埼玉資源環境組合堆肥化施設への直接搬入について出前講座等で周知

3 適正処理の推進

① 事業者に対する適正処理の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・東埼玉資源環境組合に搬入した可燃ごみの内容物検査に立ち会い、産業廃棄物を混入した事業者に対して指導を実施(再掲)
② 不法投棄対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けている場所の土地所有者や管理者への指導、投棄物の早期撤去の依頼 ・不法投棄防止看板の作成及び配布(平成29年度から令和3年度まで544枚)
③ 資源物持ち去り防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・職員によるパトロールを随時実施 ・ごみ集積所に持ち去り禁止看板を設置(平成29年度から令和3年度まで179枚)
④ 災害廃棄物等の適正処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の改定(平成30年3月)

4 効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築	
① ごみ処理体制の見直し	・美南地区の開発状況を勘案し、収集運搬車両・人員の配置や収集回数の変更など、見直しを検討
② 清掃作業の直営と民間委託の見直し	・市直営の作業員の減少に伴い、一部のごみ収集を民間委託にシフト
③ 許可業者に対する指導と研修	・本市の許可業者に対し、適宜指導を実施
④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発	・HP、広報誌、出前講座等で啓発を実施 ・不適正なごみの出し方を発見した際に指導等を適宜実施
⑤ 作業員に対する安全教育	・環境センターの就業前後に打合せを実施し、委託業者へ清掃作業における安全教育を実施
5 環境負荷の低減化に対する取り組み	
① ごみ収集車による環境負荷の低減化	・コンテナ設置など収集効率の改善やごみ収集車両の適切な維持管理などによるごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減化 ・委託業者においては、収集車や重機に低公害車を導入済み
② ごみ処理による環境負荷の抑制	・ごみの排出抑制、ごみ処理施設の適切な維持管理等によるごみ処理に伴う環境負荷の抑制
③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施	・ごみの減量化、資源化の推進により焼却量の低減、収集運搬の効率化等による温室効果ガスの排出量の削減
④ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の啓発活動の拡充	・広報誌への掲載や出前講座の実施による 3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の普及・啓発
⑤ グリーン（エコ）商品の利用促進	・市役所では、引き続きエコオフィス吉川（吉川市環境配慮率先実行計画）の中でグリーン購入の適正な実施
6 市民・事業者・行政の連携促進	
① 廃棄物減量等推進員制度のさらなる活用	・廃棄物減量等推進員に対して、市の清掃事業についての理解を深めるため、委嘱時に研修会を開催（ただし、令和2年度は書面開催、令和3年度は中止）
② ごみ減量等ネットワークの構築	・エコ・ショップ認定制度や集団資源回収、廃棄物減量等推進員制度の活用により、ごみ減量・資源化活動のための協働体制を推進。

3 課題の整理

(1) 発生・排出抑制の推進

新型コロナウイルス感染症の蔓延以降、本市においてはごみの排出量の増加が顕著となっています。ごみの発生抑制、減量化、再使用に係る取り組みを今後も継続・拡充し、市民・事業者・行政が連携を図りながら取り組みを推進することが必要です。また、食品ロスの削減の推進に向けた取り組みやプラスチックごみの削減の推進に向けた取り組みが求められています。

(2) 分別徹底・資源化の推進

本市は、全国平均や埼玉県平均と比べ、家庭系ごみが多く、資源ごみの量がやや少ない状況です。燃やすごみの中には、資源化が可能なものが含まれているため、排出段階における資源とごみの分別を徹底し、資源化をさらに進める必要があります。また、再生利用率の向上に向けて、新たなリサイクル品目の調査・検討なども行い、リサイクルの推進を図っていく必要があります。

(3) 事業系ごみの排出抑制・適正処理の推進

本市は、全国平均や埼玉県平均と比べ、事業系ごみが少ない状況ですが、右肩上がりで増加しています。今後も、土地区画整理事業の進捗により、新たな事業所の開業が予定されていることから、事業系ごみの増加が見込まれます。そのため、事業系ごみの排出抑制に向けた取り組みが求められます。

また、一部の事業者が排出する事業系ごみが集積所に出されていると考えられることや産業廃棄物が一般廃棄物として排出されていること、資源物の分別が徹底されていないことなどから、引き続き適正な排出方法について啓発又は指導していく必要があります。

(4) 安定的・効率的なごみ処理体制の整備

今後の少子高齢化の進展や社会経済状況の変化などに対応しながら、ごみの収集から処理まで適切に実施することができる安定的なごみ処理体制を整備していく必要があります。効率的なごみ処理のために、集積所の適正管理の強化や収集運搬体制の見直しを検討する必要があります。

また、本市の環境センターは稼働から30年近く経過することから、施設の老朽化に対応するための修繕計画や計画的な更新事業を実施していく必要があります。

(5) 災害廃棄物の処理体制の構築

本市においては、平成30年3月に吉川市災害廃棄物処理計画を改定したところですが、災害時に発生する廃棄物の処理には多くの課題があることから、平常時から災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施について取り組む必要があります。また、災害時の廃棄物の処理について、災害時の混乱を回避するため、平常時から市民に周知しておく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第3次処理計画においては、基本目標を「環境にやさしいまちづくり～持続可能な循環型社会をめざして～」と掲げました。

その内容は、環境基本法第4条に明記されている「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、平成24年3月に策定された第5次吉川市総合振興計画のまちづくりの目標として位置付けられている「持続可能な循環型社会をめざして」の2つを参照して作成しました。

令和4年3月に策定した第6次吉川市総合振興計画の基本構想においては、まちづくりの目標の一つに「快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）」を掲げました。また、前期基本計画において、まちづくりの目標に向けた施策名の一つに「環境にやさしいまちづくり」を、施策の目的の一つに「持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。」を掲げました。

第4次処理基本計画においては、第6次吉川市総合振興計画に掲げられた理念と整合性を図りつつ、以下のとおりとします。

1 基本方針

第3章で整理した課題を踏まえて、第4次処理基本計画では、次のとおり、3つの基本方針を掲げます。

(1) ごみの発生抑制・資源化の推進

第3次処理基本計画では、取組目標に掲げた「1人1日あたりのごみ排出量」や「資源化率」の目標値には及んでおらず、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、今後のごみ排出量については先行きが不透明なところがありますが、さらなるごみの発生抑制を進める必要があります。同時にこれまで以上に資源化への取り組みを推進していくことが必要です。

(2) 持続可能なごみ処理システムの構築

ごみの収集運搬体制の適正化や、適正な中間処理や最終処分を引き続き実施していくことが求められます。ごみ処理施設については、適正な管理や長寿命化、計画的な更新計画などの課題に取り組み、持続可能なごみ処理システムを構築していくことが必要です。

(3) 市民・事業者・行政の連携促進

第6次吉川市総合振興計画に掲げた施策や上記の基本方針の遂行においては、市民・事業者・行政が連携を図りながら取り組むことが必要です。各施策を効果的に実施するため、それぞれの連携を促進しながら取り組みを進めます。

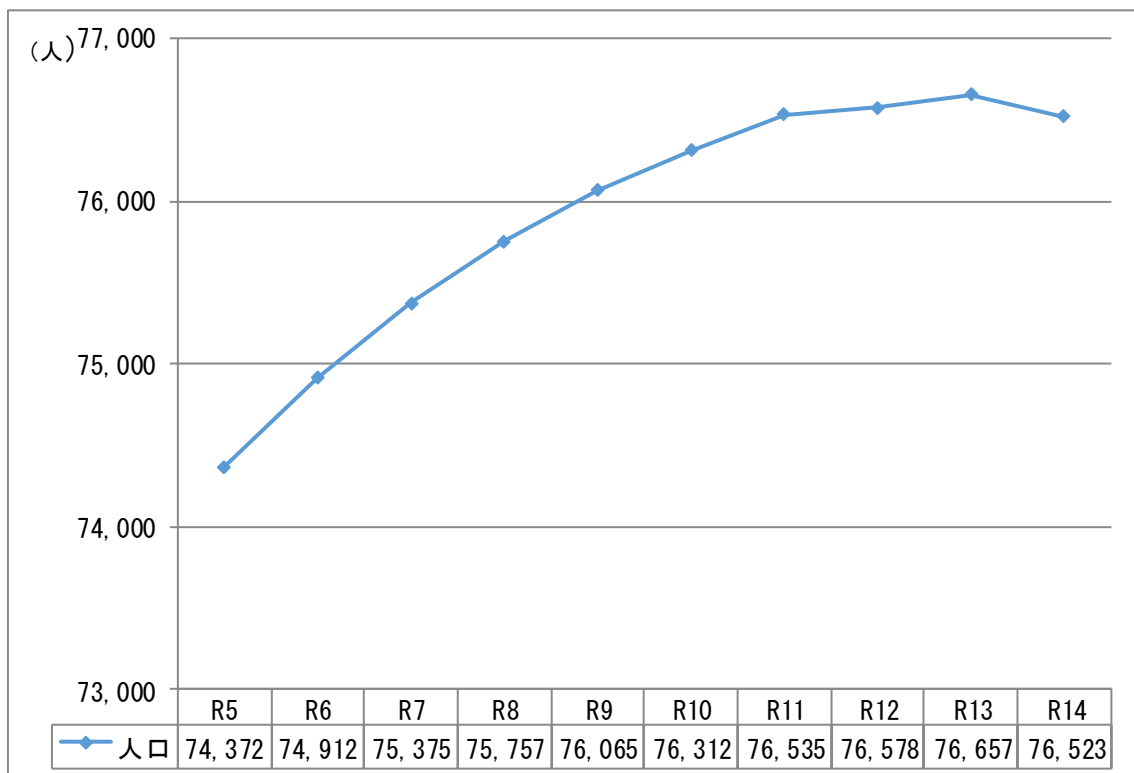
2 ごみの量の推計

(1) 将来人口推計

本市の将来人口は、令和4年3月に策定した吉川市人口ビジョンによると、しばらく増加傾向が続き、令和14年4月1日に約76,600人でピークを迎え、減少に転じることが見込まれています。

また、第6次吉川市総合振興計画の基本構想においては、計画の推進により各施策を効果的に展開し、人口増加のピークの先延ばしやその後の減少の緩和を図り、計画期間が満了となる令和13年度の目標として令和14年4月1日の将来人口を77,000人と設定しています。

図表 4-1 将来人口推計



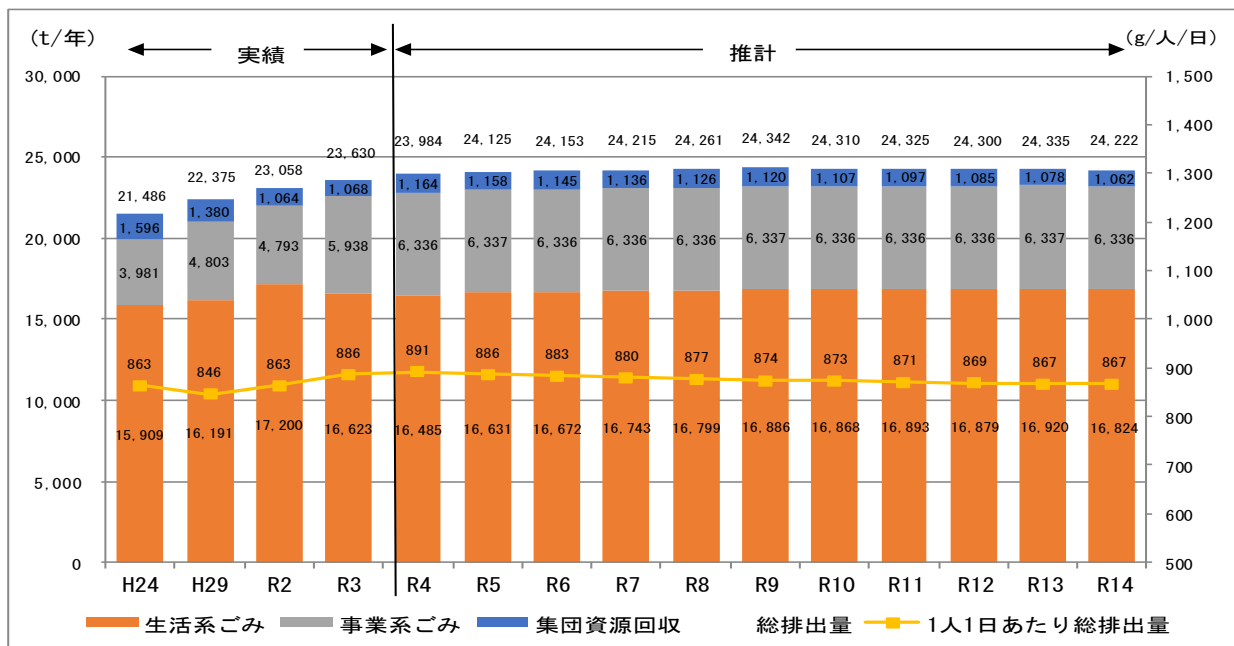
※各年度の年度末人口

(2) ごみの量の現状推計

本市のごみの量は、過去の人口やごみの量の実績に基づいて推計すると、ごみの排出状況等が現状のまま推移した場合、図表4-2のとおり推移すると予測しています。

生活系ごみは、人口の増加に伴い、わずかながら増加傾向で推移し、事業系ごみは横ばいで推移し、集団資源回収量は減少傾向で推移すると予測しています。また、総排出量はほぼ横ばいとなっていますが、わずかながら増加傾向で推移することが予測され、1人1日あたりの総排出量は、わずかながら減少傾向で推移すると予測しています。

図表4-2 ごみの量の現状推計



年度	実績				現状推計										
	H24	H29	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年度末人口(人)	68,174	72,450	73,217	73,043	73,756	74,372	74,912	75,375	75,757	76,065	76,312	76,535	76,578	76,657	76,523
集団資源回収(t)	1,596	1,380	1,064	1,068	1,164	1,158	1,145	1,136	1,126	1,120	1,107	1,097	1,085	1,078	1,062
事業系ごみ(t)	3,981	4,803	4,793	5,938	6,336	6,337	6,336	6,336	6,336	6,337	6,336	6,336	6,336	6,337	6,336
生活系ごみ(t)	15,909	16,191	17,200	16,623	16,485	16,631	16,672	16,743	16,799	16,886	16,868	16,893	16,879	16,920	16,824
家庭系ごみ(t)	13,725	14,030	14,782	14,274	14,217	14,347	14,386	14,451	14,502	14,580	14,567	14,591	14,581	14,619	14,538
総排出量(t)	21,486	22,375	23,058	23,630	23,984	24,125	24,153	24,215	24,261	24,342	24,310	24,325	24,300	24,335	24,222
最終処分量(t)	1,731	2,087	1,821	1,983	2,004	2,017	2,021	2,028	2,034	2,042	2,041	2,043	2,042	2,046	2,038
1日あたり 事業系ごみ (t/日)	11	13	13	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
1人1日あたり 生活系ごみ (g/人/日)	639	612	644	624	612	611	610	609	608	607	606	605	604	603	602
1人1日あたり 家庭系ごみ (g/人/日)	552	531	553	535	528	527	526	525	524	524	523	522	522	521	521
1人1日あたり 総排出量 (g/人/日)	863	846	863	886	891	886	883	880	877	874	873	871	869	867	867
1人1日あたり 最終処分量 (g/人/日)	70	79	68	74	74	74	74	74	74	73	73	73	73	73	73

3 数値目標

(1) 数値目標

第4次処理基本計画においては、現状分析や将来予測等を踏まえた上で、国や埼玉県が設定した数値目標を参考として、以下のとおり、4つの数値目標を設定します。

① 1人1日あたりのごみ総排出量

目標・実績	実績		目標			備考
			国・埼玉県	吉川市		
年次	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度	
国	901g/人/日	—	850g/人/日	—	—	
埼玉県	861g/人/日	—	—	—	—	
吉川市	863g/人/日	886g/人/日	880g/人/日	874g/人/日	867g/人/日	趨勢予測
			863g/人/日	844g/人/日	816g/人/日	目標値
定義	1人1日あたりのごみ総排出量＝ごみ総排出量（生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量の合計）/年度末人口/365日					

② 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

目標・実績	実績		目標			備考
			国・埼玉県	吉川市		
年次	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度	
国	520g/人/日	—	440g/人/日	—	—	
埼玉県	544g/人/日	—	440g/人/日	—	—	
吉川市	553g/人/日	535g/人/日	525g/人/日	524g/人/日	521g/人/日	趨勢予測
			503g/人/日	485g/人/日	440g/人/日	目標値
定義	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量/年度末人口/365日					

③ 1日あたりの事業系ごみ排出量

目標・実績	実績		目標			備考
			国・埼玉県	吉川市		
年次	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度	
国	—	—	—	—	—	
埼玉県	—	—	—	—	—	
吉川市	13.13t/日 4,793t/年	16.27t/日 5,938t/年	17.36t/日 6,336t/年	17.31t/日 6,337t/年	17.36t/日 6,336t/年	趨勢予測
			16.73t/日 6,106t/年	16.27t/日 5,955t/年	16.27t/日 5,939t/年	目標値
定義	1日あたりの事業系ごみ排出量＝事業系ごみ排出量/365日					

④ 再生利用率

目標・実績	実績		目標			備考
			国・埼玉県	吉川市		
年次	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度	
国	20.0%	—	28.0%	—	—	
埼玉県	24.4%	—	33.6%	—	—	
吉川市	20.2%	18.8%	18.4%	18.3%	18.1%	趨勢予測
			20.1%	22.0%	24.0%	目標値
定義	再生利用率＝総資源化量（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷ごみ総排出量					

(2) 参考数値

数値目標の達成状況を確認する際は、数値の増減に特に注意を払うべき項目として以下のとおり設定し、数値目標の確認と併せて現状を把握することとします。

① 最終処分量（埋め立て量）

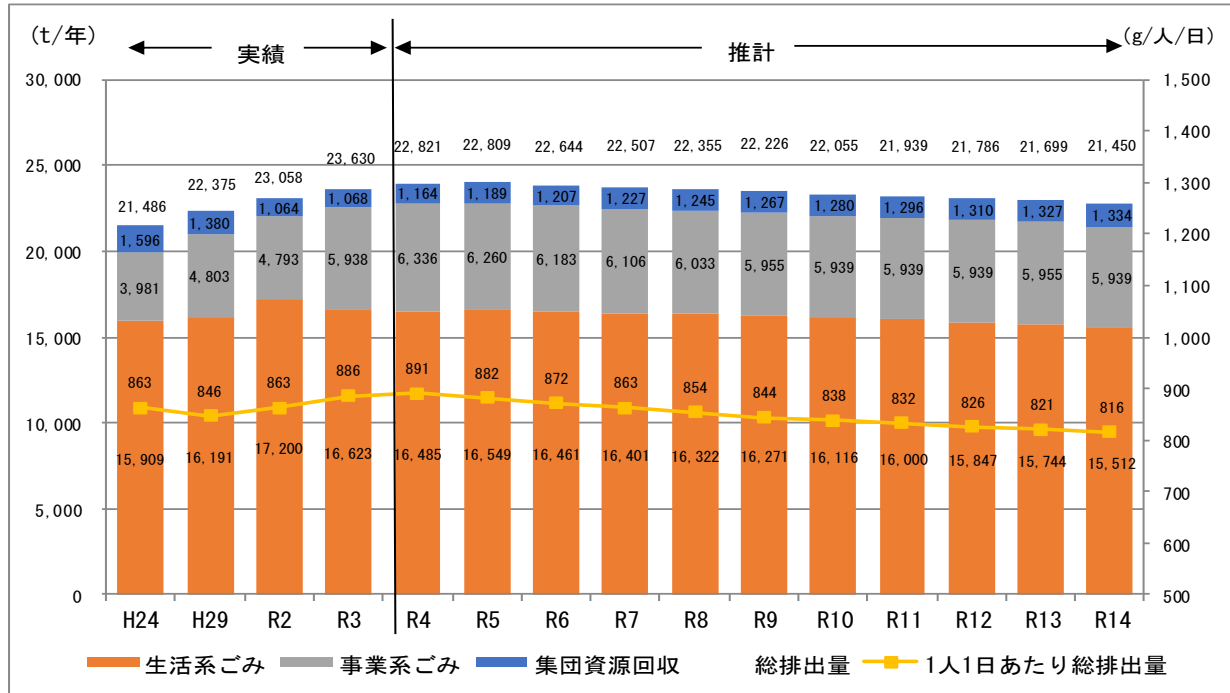
第3次処理基本計画の計画期間において最終処分量は変動があるものの、目標値に概ね到達しており、吉川市一般廃棄物最終処分場の埋め立て率は現時点では10%台後半でひっ迫した状況ではないため、数値目標から除くこととし、今後の推移を確認することとします。

目標・実績	実績		目標			備考
			国・埼玉県	吉川市		
年次	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度	
国	—	—	—	—	—	
埼玉県	—	—	28g/人/日	—	—	
吉川市	68g/人/日 1,821t/年	74g/人/日 1,983t/年	74g/人/日 2,028t/年	73g/人/日 2,042t/年	73g/人/日 2,038t/年	趨勢予測
			72g/人/日 1,980t/年	69g/人/日 1,921t/年	65g/人/日 1,815t/年	目標推計

(3) 目標推計

施策によるごみの量の減量効果を反映して推計した結果は以下のとおりです。

図表 4-3 ごみの量の目標推計



年度	実績				目標推計										
	H24	H29	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
年度末人口(人)	68,174	72,450	73,217	73,043	73,756	74,372	74,912	75,375	75,757	76,065	76,312	76,535	76,578	76,657	76,523
集団資源回収(t)	1,596	1,380	1,064	1,068	1,164	1,189	1,207	1,227	1,245	1,267	1,280	1,296	1,310	1,327	1,334
事業系ごみ(t)	3,981	4,803	4,793	5,938	6,336	6,260	6,183	6,106	6,033	5,955	5,939	5,939	5,939	5,955	5,939
生活系ごみ(t)	15,909	16,191	17,200	16,623	16,485	16,549	16,461	16,401	16,322	16,271	16,116	16,000	15,847	15,744	15,512
家庭系ごみ(t)	13,725	14,030	14,782	14,274	14,217	14,173	13,992	13,831	13,653	13,497	13,253	13,042	12,798	12,595	12,287
総排出量(t)	21,486	22,375	23,058	23,630	22,821	22,809	22,644	22,507	22,355	22,226	22,055	21,939	21,786	21,699	21,450
最終処分量(t)	1,731	2,087	1,821	1,983	2,004	2,000	1,978	1,959	1,937	1,918	1,895	1,877	1,855	1,839	1,809
1日あたり 事業系ごみ (t/日)	11	13	13	16	17	17	17	17	17	16	16	16	16	16	16
1人1日あたり 生活系ごみ (g/人/日)	639	612	644	624	612	608	602	596	590	584	579	573	567	561	555
1人1日あたり 家庭系ごみ (g/人/日)	552	531	553	535	528	521	512	503	494	485	476	467	458	449	440
1人1日あたり 総排出量 (g/人/日)	863	846	863	886	891	882	872	863	854	844	838	832	826	821	816
1人1日あたり 最終処分量 (g/人/日)	70	79	68	74	74	73	72	71	70	69	68	67	66	66	65

4 施策の体系

(1) 施策の体系

第4次処理基本計画の基本方針と施策の体系は、以下のとおりです。

基本方針		施策	
1	ごみの発生抑制・資源化の推進	①	ごみの発生抑制の推進
		②	資源化の推進
		③	事業系ごみの適正排出と分別の推進
2	持続可能なごみ処理システムの構築	④	ごみ排出環境の適正管理
		⑤	持続可能な収集・処理システムの構築
3	市民・事業者・行政の連携促進	⑥	三者の連携による施策の推進
		⑦	情報提供・啓発活動の推進

(2) 各施策の取り組み内容

各施策の取り組み内容については、以下のとおりです。なお、毎年度策定する「吉川市一般廃棄物処理実施計画」の中で各年度に実施する取り組みを具体化していきます。

① ごみの発生抑制の推進

ごみの減量のためには、ごみとして排出されるものをいかに減らしていくかという視点が重要です。日常生活の中で、ごみとして排出されるものを減らす取り組みが求められます。

ア 生ごみの減量の促進

家庭から排出される生ごみを減量するため、水切り器などの啓発品を用いた水切り排出の周知、生ごみ処理機等の利用促進などの取り組みを実施します。

イ 再使用の促進

ごみとして排出されるまだ使用可能な粗大ごみについて、再使用を促進する取り組みについて調査研究します。

ウ 食品ロスの削減推進

食品ロスの削減を推進する取り組みを実施します。

エ ごみ処理有料化の検討

ごみの発生・排出抑制と分別の徹底を図るため、また、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、東埼玉資源環境組合の構成市町と連携しながら、指定袋制度やごみ処理有料化の導入について検討します。

② 資源化の推進

燃やすごみとして排出されたものの中には、紙類など分別すれば資源化が可能なものがまだ含まれています。今後、さらに資源化を進める取り組みを推進します。

ア 資源化品目の追加やプラスチックの分別回収の検討

資源化品目の追加やプラスチックの分別回収について、他団体の事例等を参考にしつつ、東埼玉資源環境組合の構成市町と連携し、調査研究します。

イ 雑がみリサイクルの推進

これまでも集団資源回収や雑がみ袋などの啓発品の配布、出前講座等でごみの分別について周知・啓発してきましたが、雑がみの分別徹底についての取り組みをさらに推進します。

ウ 剪定枝・刈草の資源化の促進

家庭から出る剪定枝や刈草については、東埼玉資源環境組合の堆肥化施設において個人搬入を受け付けていますが、引き続き当該施設への個人搬入の利用を促進します。

③ 事業系ごみの適正排出と分別の推進

近年、本市においては事業系ごみの排出量が増加しており、分別の徹底、適正排出についての課題が生じています。

ア ごみの排出方法や分別ルール等の啓発

事業系ごみと生活系ごみを区別して排出することや資源物の分別について、啓発を実施します。

イ 事業系ごみの排出事業者に対する適正処理の指導

東埼玉資源環境組合と連携し、定期的に搬入物検査を実施し、不適正な排出を行った事業者に対して指導を行います。

ウ 多量排出事業者に対する減量化計画策定等の指導

多量排出事業者に対して、減量化計画の策定を指導し、事業者への自主的なごみの減量や資源化の取り組みを促進します。

④ ごみ排出環境の適正管理

ごみ集積所などのごみ排出環境について、適正な管理が行われるよう取り組みを推進します。

ア ごみ集積所の環境維持

ごみの収集効率の向上や分別の徹底のため、ごみ集積所へのペットボトル回収用ネット袋やコンテナの設置、飛散防止ネットの配布を実施します。排出ルールの順守のため、発生している問題に対応した看板の作成など、利用者によるごみ集積所の環境維持のための支援を行います。

イ 資源回収ボックス等の設置

引き続き資源回収ボックスの設置などにより、資源物の拠点回収による排出機会を拡充します。

ウ 資源物持ち去り防止対策の実施

資源物を持ち去ることを禁止する旨の看板の設置のほか、パトロールを実施し、持ち去り行為を発見した際には条例やマニュアルに基づき適切に対処します。

エ 不法投棄対策の実施

不法投棄がされた場所などへの警告看板の設置のほか、埼玉県越谷地区合同不法投棄等対策会議による県下一斉合同監視パトロールなど、関係機関と連携しながら指導や対策を実施します。

⑤ 持続可能な収集・処理システムの構築

今後の少子高齢化の進展や社会経済状況の変化などに対応しながら、ごみの収集から処理まで適切に実施できる体制を構築します。

ア パートナー収集の実施

高齢化の進展により、自ら集積所へごみを出すことが困難で身近な人の協力を得ることが困難な方が今後もさらに増加することが予想されます。パートナー収集制度の利用を希望する方が増加した場合にも対応できる体制を整備します。

イ 環境センターの適正な運営・維持管理

平成6年竣工の環境センター（粗大・不燃ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場）について、計画的な修繕の実施や最終処分場の延命化など、今後も長期的に安定した処理を継続するために、適正な維持管理を実施します。

ウ 収集運搬体制の見直し

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業による住宅地の形成に伴うごみの収集地域の拡大に対応するため、ごみ収集体制の見直しを検討します。また、第4次処理基本計画の計画期間においては、本市の人口は増加傾向となることが予測されることから、必要に応じて収集体制等の見直しを検討します。

エ 災害廃棄物等の適正処理体制の構築

他団体の事例等を踏まえた災害廃棄物処理計画の見直しの検討、仮置場開設等の訓練の実施、市民用ガイドラインの作成、災害時のごみの排出方法や仮置場の分別方法の周知、収集・処理体制の構築など、災害発生時に適正・円滑に対応できる体制を構築します。

オ 許可業者に対する指導

東埼玉資源環境組合と連携して定期的に搬入物検査を実施するほか、不適正な排出を行った事業者に対しては、収集運搬許可業者の協力のもと指導を実施します。

⑥ 三者の連携による施策の推進

ごみの発生抑制や資源化、適正排出の推進等については、市民・事業者・行政が連携して取り組むことが効果的であるため、三者の連携による取組を推進します。

ア 資源回収の促進

ごみの減量化や環境美化、資源の有効利用に対する意識の高揚を図ることを目的に、新たに集団資源回収活動を実施する団体の増加を目指した取組みを推進します。

イ 廃棄物減量等推進員制度のさらなる活用

廃棄物減量等推進員は、ごみに関する地域のリーダー・市と市民のパイプ役として、ごみを効果的に減量するため、分別排出の徹底やごみ集積所の清潔の保持など様々な活動を行っています。今後も引き続き、必要に応じて活動内容を見直しながら活動の充実に努めます。

ウ 美化活動の推進

引き続き自治会等による自主的な美化活動に対して、ごみの回収やごみ袋の支給による支援を実施します。

⑦ 情報提供・啓発活動の推進

ごみの排出ルールや排出抑制に関する情報提供や啓発活動について、積極的に取り組むとともに、より効果的な実施方法を検討します。

ア ごみの排出方法や分別ルールの啓発・指導

ごみの排出方法や分別ルールについて、わかりやすい内容で啓発を推進するとともに、不適正な排出が行われた場合には警告シールの貼付などにより、指導を実施します。

イ 効果的な啓発方法の検討

ごみの排出ルールや分別徹底の啓発方法について、若年層が居住する単身世帯アパートや外国人居住者、転入者などに対象を特定するなど、効果的な啓発方法を検討します。

ウ ごみ分別アプリ導入の調査研究

ごみカレンダーやごみの分別方法などの確認ができるスマートフォンアプリの導入について検討します。

5 市民・事業者に求められる役割と取組み

(1) 市民に求められる役割と取組み

① 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の実践

商品の購入にあたっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、再生品、詰め替え製品の選択に努める。また、レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買等のサービスを積極的に利用し、無駄なものを買わないよう努める。

商品の使用にあたっては、故障時の修理の励行等により長く使用することや、リサイクルショップやフリーマーケットの活用、マイバッグやマイ箸、マイボトルなどの利用などにより、環境に配慮した消費行動に努め、ごみの発生抑制に取り組む。

② ごみの排出者としての責任

生ごみの堆肥化や生ごみの水切り排出、分別区分に応じた資源物の分別を徹底し、清掃などによる集積所の適切な維持管理に取り組む。容器包装廃棄物については、種類に応じた分別、洗浄及び減容化を徹底する。

③ ごみに関する地域の活動への積極的な参加・協力

地域美化活動への参加、自治会やPTA等が実施する資源回収への参加、ごみ減量説明会や出前講座への積極的な参加、廃棄物減量等推進員の活動などへの協力を努める。

(2) 事業者求められる役割と取組み

① 発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努める。また、自ら排出する廃棄物の再生利用等による減量を行い、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で処分しなければならない廃棄物について適正な処理を確保する。

② 容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

事業者は、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、必要な情報提供などに努める。

容器包装の利用にあたっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、リユース容器を用いること、内容物の詰め替え方式を

採用すること等により容器包装の減量に積極的に努め、簡易包装化、リユースびんの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造に努める。

③ 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

再生品の使用に努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に費消しないビジネススタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。



資料：環境省 HP

6 計画の推進

(1) 計画目標年度

第4次処理基本計画は、令和9年度を中間目標年度とし、令和14年度を計画目標年度とします。ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、内容の見直しを図るものとします。

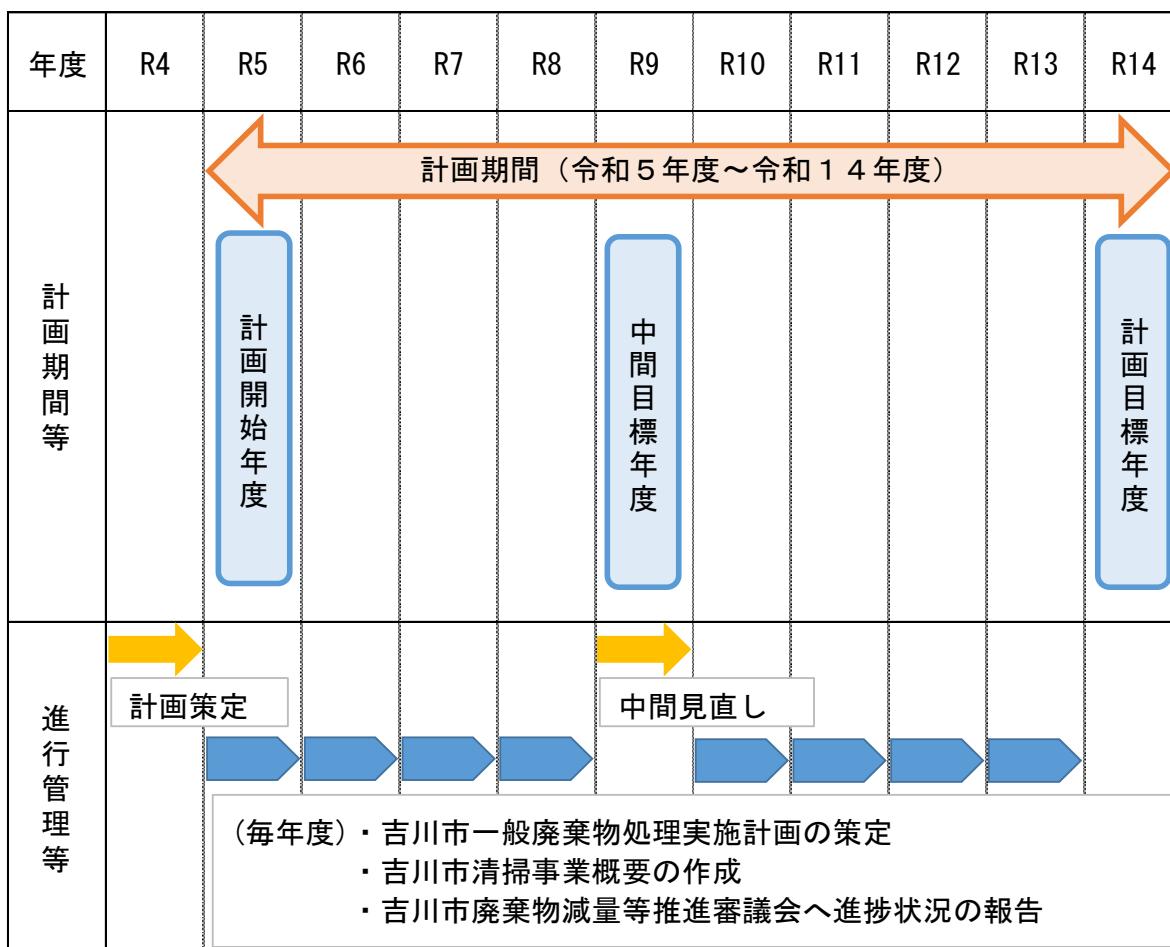
中間目標年度である令和9年度に、吉川市廃棄物減量等推進審議会に基本計画の施策の進捗状況や数値目標の達成状況等を報告し、必要に応じて施策や数値目標の見直しを行います。

(2) 計画の進行管理

本市では、これまで基本計画の実施のために必要な各年度の事業については、「吉川市一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定しています。また、同様に、本市のごみ処理の概要や統計データ等をまとめた「吉川市清掃事業概要」を毎年度作成し、公表しています。

今後、これらについては、基本計画に掲げた施策の進捗状況や取組み内容を明確にする内容に改めるとともに、基本計画に掲げた施策の推進を図ることとします。

第4次処理基本計画で設定した数値目標の達成状況や施策の進捗状況等については、次の計画の見直しまでの間、毎年度確認を行うとともに、推進すべき施策の検討を行った上で吉川市廃棄物減量等推進審議会に報告することとし、市のホームページなどを通じてその内容を広く周知するものとします。



第5章 食品ロス削減推進計画

1 食品ロスの削減を進める背景

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと）が発生しています。

食品ロスの問題については、平成27年9月の国際連合総会において採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人あたりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」というターゲットが設定されるなど、その削減が国際的にも重要な課題とされています。

国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が施行され、また、令和2年3月31日に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、これらにより、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。また、本方針は、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者、消費者等の取組の指針ともなるものとされています。

本市においては、これまで食品ロスに関する取り組みとして、市内「食べきりタイム」の実践、食品ロスポスターの作成、フードドライブの実施などの取組みを実施してきましたが、これまで以上に食品ロスの発生抑制に関する取組を進めていく必要があります。



市職員等によるフードドライブで集まった食料品

2 食品ロスの現状

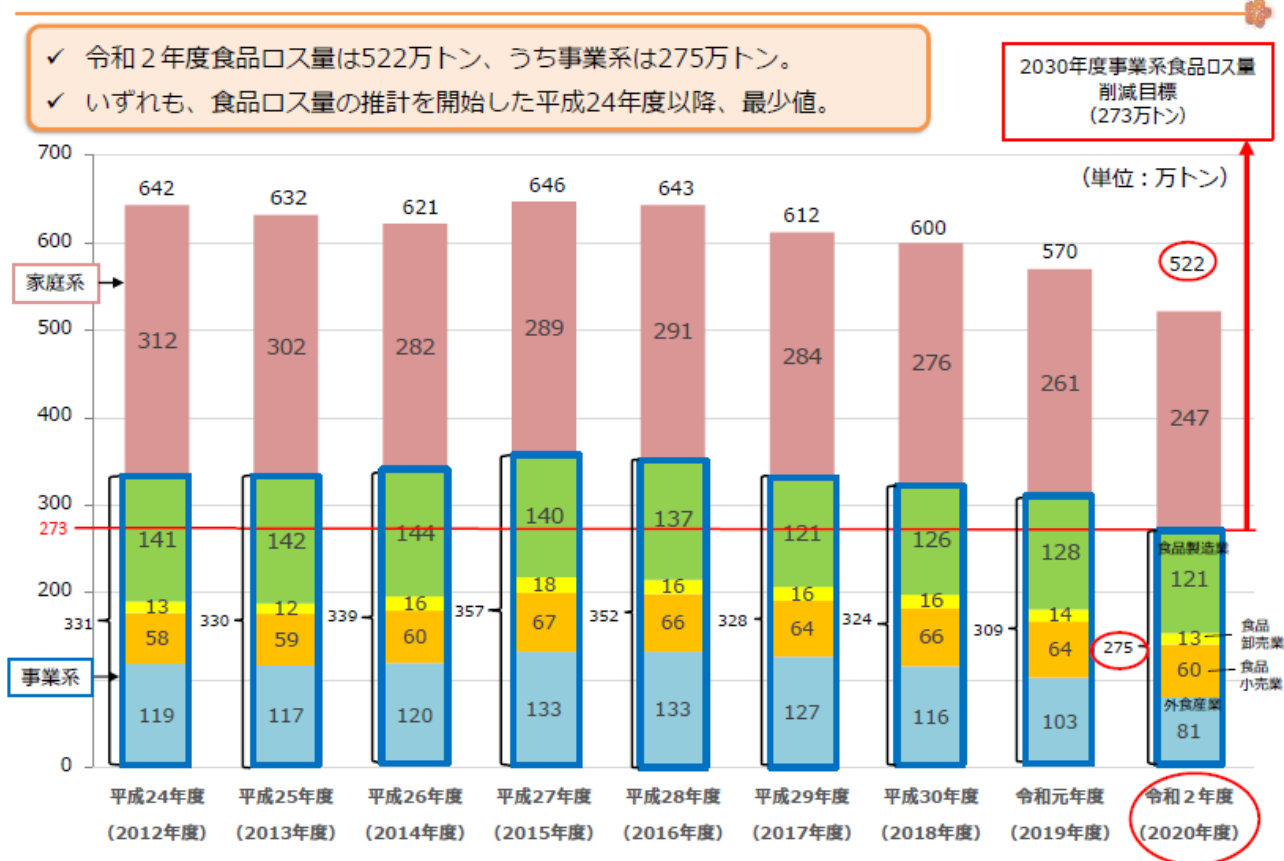
(1) 国内の食品ロスの現状

食品ロスとは、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されることであり、食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売、消費の各段階において日常的に大量に発生しています。

令和2（2020）年度の国内における食品廃棄等は年間2,372万t、うち食品ロス発生量は522万tと推計され、この量は世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量である約420万t（国連世界食糧計画（WFP）、令和2（2020）年実績）の1.2倍に相当します。また国民1人あたりに換算すると毎日113g（茶碗1杯のご飯の量に近い量）の食べ物を廃棄していることとなります。

また、国内の食品ロスの内訳は、事業系が275万t（53%）、家庭系（生活系）が247万t（47%）であり、食品ロスの約半分は家庭から発生しています。

食品ロス量の推移（平成24～令和2年度）



資料：「食品ロス量の推移（平成24～令和2年度）」（農林水産省）

(2) 本市の現状

家庭から発生する食品ロス量について、本市では食品ロス排出量の調査を実施していないため、埼玉県内の政令市を除く調査実施6市の生活系可燃ごみに占める食品ロスの割合（平均6.6%、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画参照）を用いて試算すると、令和3年度における家庭系ごみの燃やすごみの排出量13,086t/年に6.6%を乗

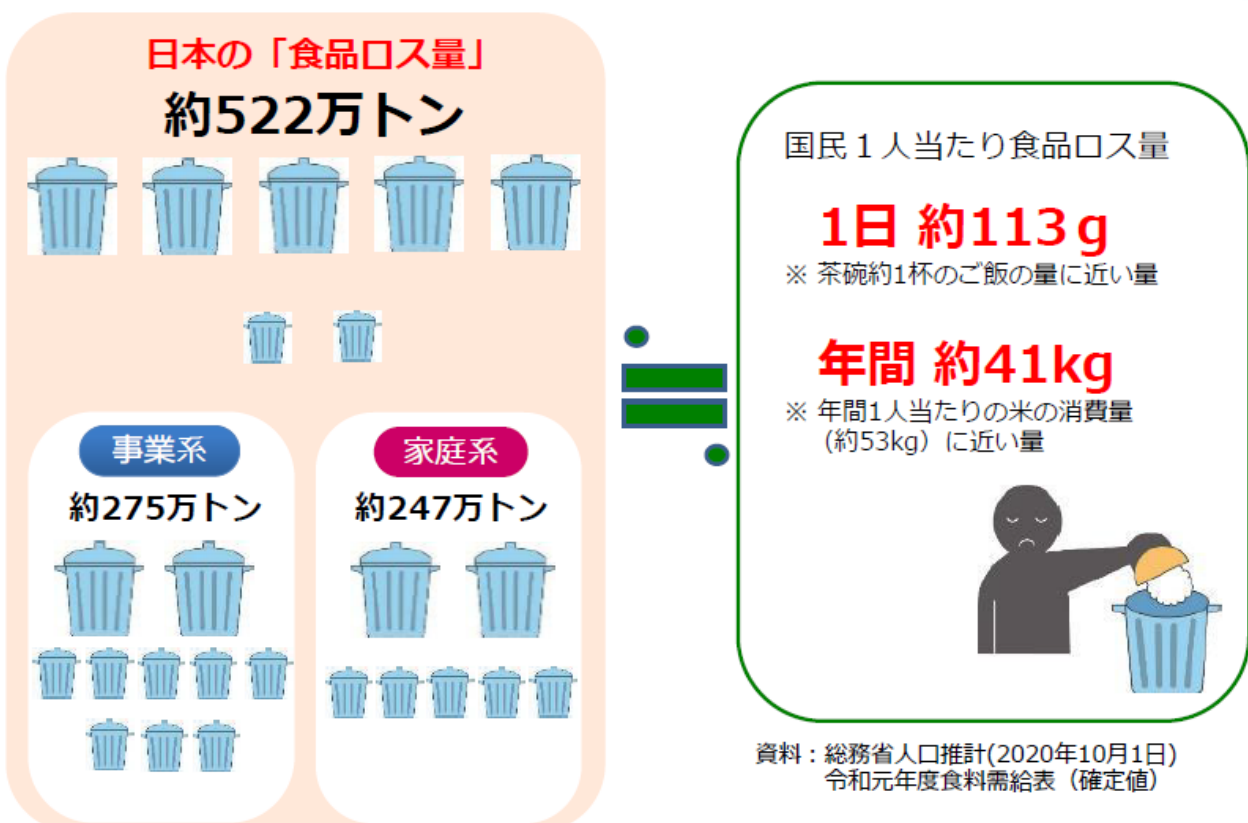
じることにより、生活系食品ロスの発生量は約 864 t/年と推計されます。また、平成 30 年度の埼玉県の家系食品ロス量の推計 13.5 万 t に対し、吉川市の人口と埼玉県の人口比率を乗じると約 1,333t と推計されます。

事業所から発生する食品ロス量について、「食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告における食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量（令和元年度実績）」（農林水産省）によれば、令和元年度の本市における食品廃棄物等の発生量は 7,008.2t で、再生利用の実施量 4,560.81t を控除した重量の 7 割を食品ロス量と推計すると約 1,700t と推計されます。

また、令和 2 年度の日本の食品ロス量は、生活系が約 247 万 t、事業系が約 275 万 t、合計が約 522 万 t で、国民 1 人あたりの食品ロス量は 1 日あたり約 113g、年間で約 41kg と推計されています。吉川市の人口に換算すると、生活系が約 1,400t、事業系が約 1,600t、合計が約 3,000t になります。

以上のことから、本市においては年間で概ね 3,000t 前後の食品ロスが発生している可能性があります。

日本の食品ロスの状況（令和 2 年度）



資料：日本の食品ロスの状況（令和 2 年度）（農林水産省）

3 求められる役割と行動

食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、食材の調達から消費までの過程全体で取り組むべき課題です。

消費者や食品関連事業者等が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者は食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

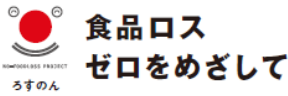
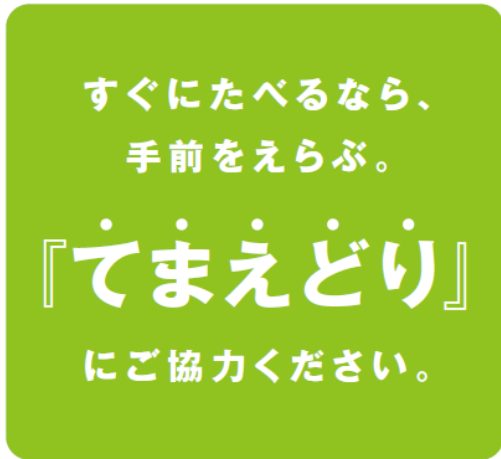
(1) 市民（消費者）

市民は、消費者として、食品ロスの状況や削減の必要性について理解を深めるとともに、日常生活の中で排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、以下に掲げる行動例を参考に、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを考え、行動に移すことが重要です。

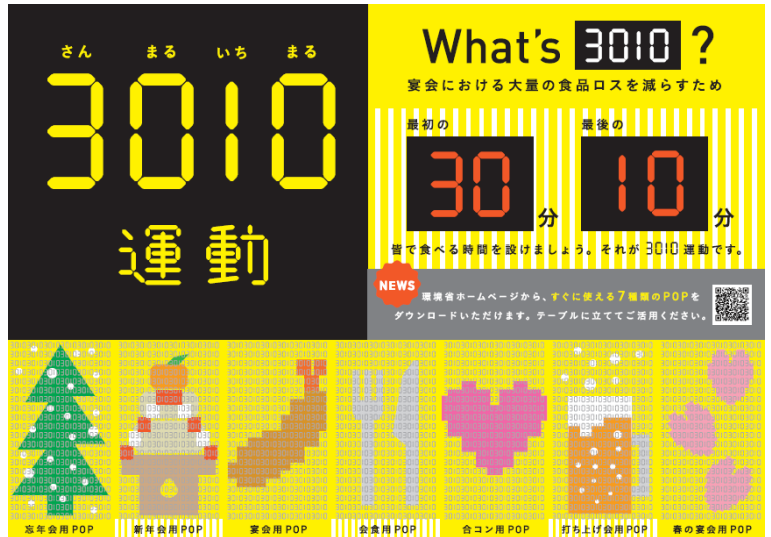
また、自らの消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援する役割が求められます。

食品ロス削減における市民の行動例

場面	行動例
買い物	<ul style="list-style-type: none">・ 事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する。・ 商品が欠品していることを許容する意識を持つ。
食品の保存	<ul style="list-style-type: none">・ 食材（特に野菜や果物）に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。・ 賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べられなくなるわけではないため、食べられるかどうかについては、個別に判断する。
調理	<ul style="list-style-type: none">・ 余った食材を活用した調理も含め、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。・ 食事は食べきれぬ量とし、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものについてリメイク等の工夫をする。
外出	<ul style="list-style-type: none">・ 食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べるようにする。・ 宴会時には、食べきりと呼び掛ける「3010 運動」等を実践する。・ 料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。
生ごみの排出	<ul style="list-style-type: none">・ 生ごみの水分量を減らして、ごみの減量につなげる。



みんなで目指そう、地球にやさしいお買い物。



「3010 運動」

最初の 30 分と最後の 10 分に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛けるなど食べ残しを減らす取組み

「てまえどり」

商品棚の手前にある商品など販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行動

(2) 食品関連事業者

食品卸売・小売業者、外食事業者等の食品関連事業者は、流通過程全体での食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である市民に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等により自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、関係事業者や市民とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うとともに、行政が実施する食品ロスの削減に関する施策への協力に努めることが期待されます。

食品ロス削減における農林漁業者・食品関連事業者の行動例

区分	行動例
農林漁業者	・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。
食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通過程全体での食品ロス削減に資する厳しい納品期限（3 分の 1 ルール等）の緩和や、正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。 ・ 天候や日取り（曜日）等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ・ 賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための

	<p>取組（値引き・ポイント付与等）を行うほか、小分け販売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品小売業者（フランチャイズ店）における食品ロスについて、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。
<p>外食事業者（レストランや宴会場のあるホテル等を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・天候や日取り（曜日）、消費者特性などを考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・消費者が食べきれぬ量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。 ・食べきりと呼び掛ける「3010 運動」等の取組を行う。 ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による料理の持ち帰りをできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。 ・外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあつては、食品ロス削減のための可能な取組を行う。
<p>食品関連事業者等に共通する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・包装資材（段ボール等）に傷や汚れがあつたとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング（そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング）の活用等による売り切りの工夫を行う。 ・未利用食品を提供するための活動（いわゆるフードバンク活動）とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

（3）事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

事業者は、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことが求められます。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努めることが期待されます。

（4）消費者団体、NPO 等

前記した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行う役割が求められます。

（5）市

前記した求められる役割と行動を実践する消費者や事業者が増えるよう施策を推進するとともに、食品ロス削減に関する施策を推進していきます。また、他団体の食品ロス削減に向けた取組事例について、調査研究を行い、実行可能な事例について検討を進め、食品ロス削減への取組みの強化を図ります。

4 食品ロス削減推進施策

(1) 家庭から発生する食品ロスの削減

① 啓発活動の充実化

前記した行動例について、啓発資料の作成、広報誌等への食品ロスに関する記事の掲載などにより、これまで以上に充実した啓発活動を実施し、食品ロスの削減につながる消費行動の定着を目指します。

また、食べ残しの防止として、宴会などでは最初の30分と最後の10分は食事に集中し、食べ残しを減らす事(3010運動)を周知し、外食時における食べきれる量の注文や食べ残しの持ち帰り(ドギーバック、mottECO(もってこ))について周知していきます。



「mottECO(もってこ)」

飲食店で食べきれなかった料理を自己責任で持ち帰る行為の愛称

② 生ごみ処理機の購入補助

食品ロスの観点からも、生ごみ処理機の購入補助制度を継続させ、生ごみの減量化を推進していきます。

(2) 事業所から発生する食品ロスの削減

「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進

消費者が、必要とする量を購入することや食べ残しを持ち帰ることのできる飲食店等を「彩の国エコぐるめ協力店」として登録し、埼玉県ホームページ等で広報して、その取り組みを支援し、外食における食品ロスの発生抑制を促進する取り組みについて、飲食店等の登録を促進します。



資料：埼玉県 HP

(3) 食品の有効活用の推進

食品ロス削減の一環として、家庭で余っている食品や防災備蓄品等の未利用食品について、有効活用を図ります。

(4) 他団体の事例の調査研究

他団体が行う食品ロス削減に向けた特色ある取組事例について、調査研究を行い、実施可能な事例について検討を進め、食品ロス削減への取組の強化を図ります。

第4次吉川市一般廃棄物処理基本計画

令和5年3月発行

発行 吉川市
〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
電話 048-982-5111（代表）
編集 市民生活部 環境課